

国自基第48号の3
令和5年6月13日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

自動車局車両基準・国際課長
(公印省略)

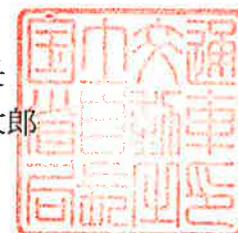
自動車の前面ガラスへ貼付する装置の指定について

標記の件、別添のとおり国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

国自基第48号
令和5年6月13日

ジャパントウエンティワン株式会社
代表取締役社長／CEO
岸本 賢和 殿

国土交通省自動車局長
堀内 丈太郎



自動車の前面ガラスへ貼付する装置の指定について

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、下記により国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

記

1. 指定物件
衝突防止警報補助装置の画像取得カメラその他当該カメラ付属物
2. 対象車両
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）並びに、大型特殊自動車
3. 貼付位置
車両中心面から左右250mm以内の前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の30%までの範囲又は車両中心面から左右250mm以内の前面ガラスの下縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部から300mm以内の範囲
4. 貼付期間
車両に衝突防止警報補助装置の取付けをしたときから、当該衝突防止警報補助装置が取り外されるまで
5. 貼付に係る衝突防止警報補助装置
別添1のとおり
6. 管理要領
別添2のとおり

別添1 申請する貼付物を使用して取り付けを行う装置の概要

1. 装置の概要

- (1) この装置は、単眼式カメラを正面窓ガラス中央部に取り付け、運転者の見落としによる車両衝突事故、車線逸脱を運転者に知らせる後付の衝突防止のための警報装置であり、単眼カメラによる瞬時の画像処理で昼間・夜間・雨天時における運転者の負担を軽減・補助し、事故防止、安全性の向上を図るものである。
- (2) この装置は、情報処理装置を内蔵した単眼カメラ、表示装置で構成され、車両側から車速・方向指示器の信号を CAN 信号で得て（その他に制動灯、窓ふき器、追い越し用前照灯の信号を追加可能）、車速に応じて衝突の予測を行い運転者に警報を発することで事故を回避する。
（非接触型の CAN アダプターで信号を取得する。又はアナログ信号を変換するアダプターを使用する。）
- (3) 単眼式カメラは、前方約100～150メートル程度までの範囲を走行中常時撮影・監視し、前方を走行中の車両後部や歩行者・自転車と衝突の危険性がある場合に車速に応じて衝突が予測される最大2.7秒前に運転者に警報を発し自動車の停止を促す。また、車線を常時撮影・監視し、車線を逸脱する際に運転者に知らせる。
- (4) 単眼式カメラは、前面ガラス中央付近であって、貼付高さ2.8m以下及び前面ガラスに密着し、かつ窓ふき器の払拭範囲に貼付される必要がある。
- (5) 当該装置の演算装置は、自動車メーカーのライン装着品として使われているものと同一である。
- (6) 当該装置は、協定規則130号車線逸脱警報装置・JIS D0802 高度道路交通システム-前方車両衝突警報システム-性能要求事項に適合している。（一般財団法人日本自動車研究所で委託試験済）
- (7) 運行記録計（保安基準・別添 89 運行記録計の技術基準でのデジタル式）等と接続・連携し、警報発生状況や画像取得トリガーを発することができる。

2. 装置の構造

(1) 貼付状況（乗用車の場合）

基本的に乗用車の場合には、装置が後写鏡で隠れる部分に貼付することが原則である。

①運転席運転者視線レベル（座面635mm高さ）

②助手席乗客視線レベル（座面635mm高さ）



表示装置



単眼カメラ本体（右は純正 AEB ユニット）

③前面ガラスの状況（正対）



④前面ガラスの状況（正面）



単眼カメラ本体（現状は運転者席の運転者が、V1点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲での保安基準適合）



上端より20%ラインは青線部分。

(2) 貼付状況（バス・トラックの場合）

トラック・バス等の場合には前面窓下中央部に取り付けを行っている。



■赤丸部分に単眼カメラユニット本体を装着



■ガラス面下部貼付け



■赤矢印がガラス面側から本体

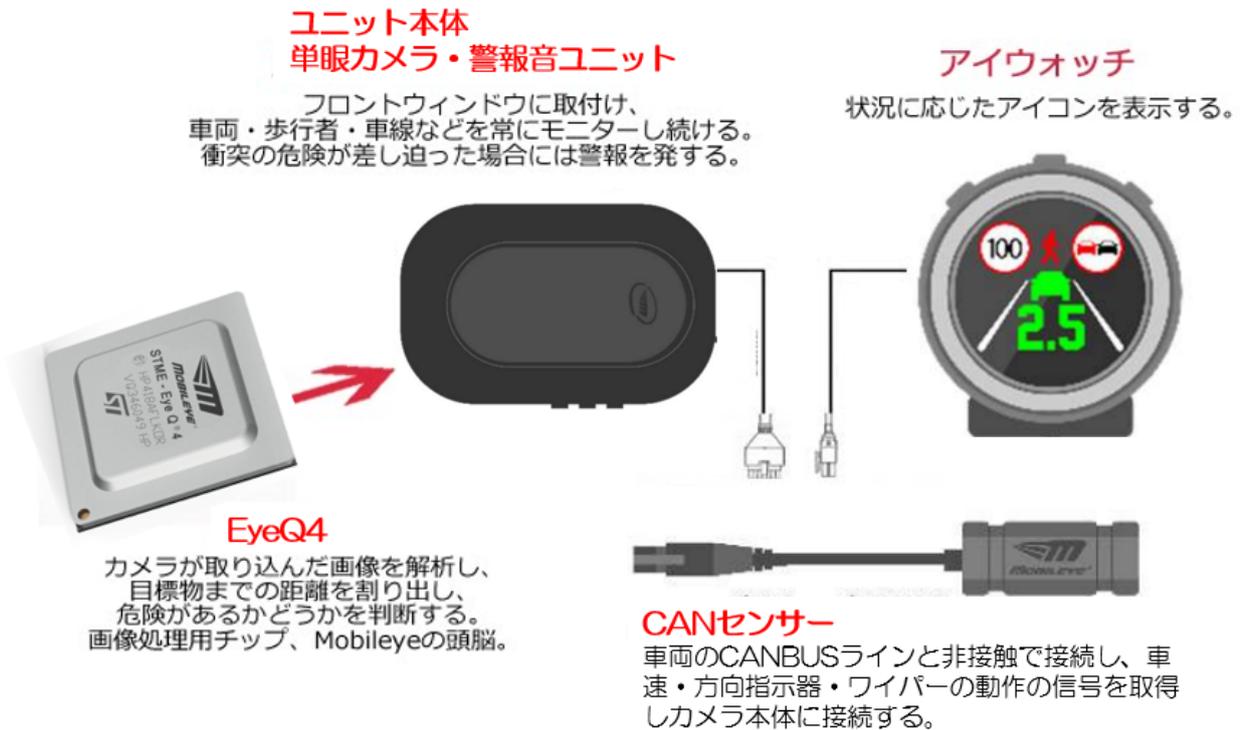


■車内側ワイパー部分のガラス面

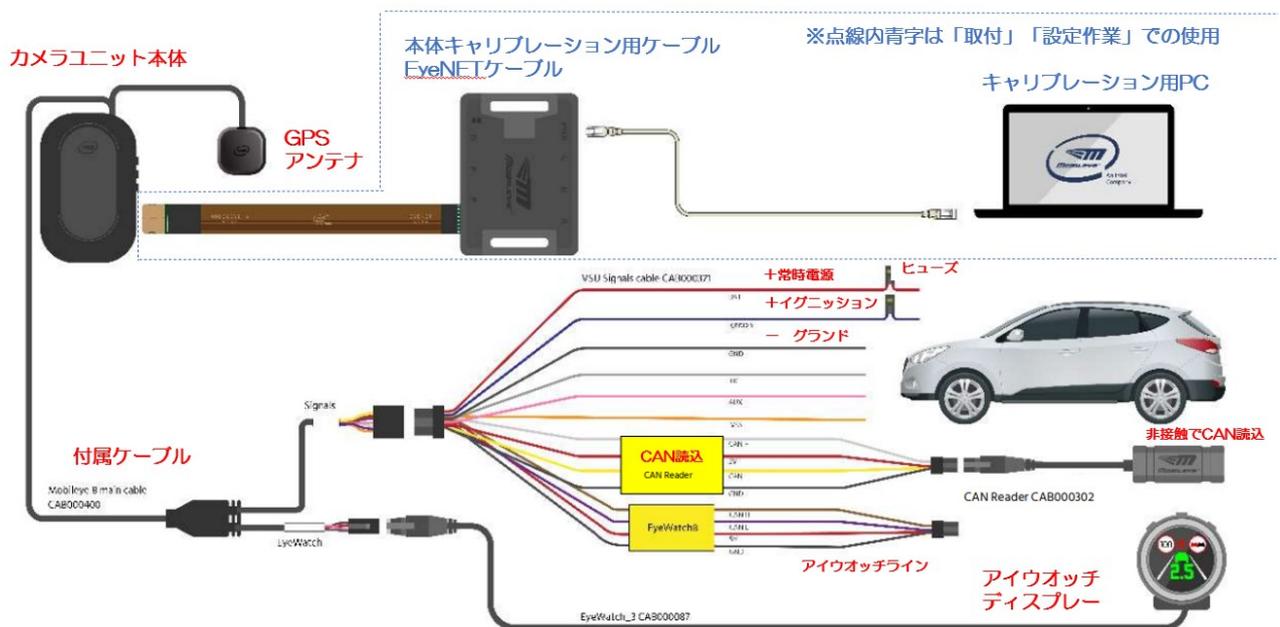


■表示装置取付部分拡大

(3) 構造図



(4) 配線図 (例示)



3. 取り付け方法

- (1) 取り付け講習を受講した取り付け責任者により単眼式カメラ及び表示機及び自動車から電源及び信号取得のための配線を施工する。
- (2) 取り付け後、専用ソフトをインストールしたパソコン等の情報端末により、車両とのシグナルテストののちに下記のセットアップを行う。①車幅 ②カメラ高さ ③バンパー先端～単眼カメラ

- ラレンズまでの水平距離 ④カメラから左右の A ピラーまでの水平距離 ⑤全高、バンパー先端から GPS アンテナ、GPS アンテナから左右ピラーまでの水平距離を入力する。
- (3) 車両の信号取得の方法は CAN ネットワークの信号を非接触取得、若しくはアナログ信号を取得配線から CAN アダプターで変換し行う。
- (4) 設定が完了した時点で、カメラの動作状況及び撮影状況の設定を、専用ソフトをインストールしたパソコン等の情報端末により実施し、作動を確認する。

4. 作動手順

取り付け、設定後の本装置の動作は以下のとおり。

- (1) 車両のイグニッションスイッチ等で始動すると同時に本装置が作動を開始する。
- (2) 自動的に当該機器の電源スイッチが動作し、動作を開始する。
- ※原則として機器本体で電源断とすることはできない。
- (3) 雨天時には、窓ふき器の動作を感知し、誤警報を防止する。
- (4) 以下の条件の場合、警報を発する。

①前方車間距離警報

前方の車両までの距離を秒数に換算し表示し、設定秒数以下になると警告する。(0.1～2.5 秒)

②前方車両追突警報

前方車両追突警報は前方の道路走行車両をモニタリングし、追突の危険がある場合には警告する。車速に応じて、走行車線の前方車両との距離を検知し、運転者が追突を回避するために速度を落とさない場合に演算された衝突予測の最大 2.7 秒間前に警報する。対応する車速範囲は 0 km / 毎時～ 200 km / 毎時までである。

③車線逸脱警報

車線逸脱警報システムは走行車線を認識し、協定規則 130 号の基準である概ね 60 km/毎時（車速 55 km / 毎時）以上の場合に、その車線から車両が逸脱したときに警告する。

③歩行者衝突警報

歩行者衝突警報は、昼夜問わず 15 ルクス以上の環境下で車速が 1 km / 毎時～ 50 km / 毎時以下の速度で、前方約 30 m の範囲で歩行者を検知し、衝突が予測される場合には最大 2.0 秒前に警報する。

5. 前面窓ガラスに貼付する位置

別紙 1 を参照。

6. 前面窓ガラスに貼付する装置の仕様

別紙 2 を参照。

7. その他

(1) 電磁妨害性

協定規則10号の電磁妨害性基準の認可を受けている。

(2) 車線逸脱警報の性能

協定規則130号の車線逸脱警報の試験を実施し適合している。

(3) 前方車両衝突警報の性能

JIS D0802 高度道路交通システムー前方車両衝突警報システムーの試験を実施し適合している。

(4) 無断移設は不可能

カメラユニットは取り付け車種ごとに「カメラ高さ」「左右位置」の寸法を設定するため、専門の取付者以外が、無断で移設しても正常に動作しない。

(表示部にER<エラー>点滅し、作動しない)

このため、移設時には必ず再セットアップが必要であり、無断で移設されることはない。

(5) ユーザー利用承諾書

使用者からは、別紙の「ユーザー利用承諾書」を注文時に提出を求めている。

この中においても、移設、取り付けの注意事項を記載し、了承を得たユーザーのみに販売、取り付けを行っている。

以上

別添2 衝突警報補助システム「モービルアイ」貼付物管理要綱

1. 目的

自動車における新車・使用過程車において、後付する衝突警報補助システム「モービルアイ」を取付けするために前面ガラスに指定された装置及び両面テープ（以下「貼付物」という。）を貼付し、当該装置を取り付ける場合の管理要綱を定め、適切な貼付物管理を実施し、道路交通における事故防止、安全性の向上に寄与することを目的とする。なお、本規定は国自技第 169 号に指定された装置は対象としない。

2. 実施要領

貼付物の管理に当たっては、以下の実施要領により施工・管理するものとする。なお、貼付物の国土交通大臣貼付物指定は、道路交通の安全と運転者の事故防止のために指定を受けるものであり、モービルアイ商品の宣伝の目的で、本指定の内容及び指定されたことを宣伝等に使用することはできない。

(1) 貼付物とは

モービルアイ社（本社：イスラエル）が製造し、日本におけるオフィシャルディストリビューターのジャパン・トゥエンティワン株式会社が販売する衝突警報補助システム「モービルアイ」のカメラユニット及び指定された両面テープ（以下貼付物という）を自動車の前面ガラスに貼付するものであって、国土交通大臣の貼付物指定を受けたものを指す。

(2) 販売者及び施工者

ジャパン・トゥエンティワン株式会社（以下「J21」という。）と契約を結んだ販売者と、J21 の取付け者講習を受講し、装置の取付け・調整・取付けに関する本規定及び道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に関する知識を持ち、なおかつモービルアイ社の施工者 ID を持つものを貼付物の施工者とする。

なお、正規販売者及び指定施工者以外は、貼付物での施工は認められない。

(3) 販売者及び施工者の責務

販売者及び施工者は、貼付物を使用してモービルアイ装置を取付する場合、本規定及び保安基準を十分理解し、遵守した上で、以下の責務を負わなければならない。

1) 施工の方法

施工者は、衝突防止補助システム「モービルアイ」を J21 の指定する部品及び施工方法で施工し、J21 の指定する施工チェックシートに基づき確実な動作を確認しなくてはならない。

2) 貼付物の貼付

①貼付物は、装置を窓ガラスの曲面に密着し、十分な貼付強度があり堅牢に固定するため、モービルアイ社の指定する純正両面テープを使用しかつ、貼付物申請で指定を受けた製品に限定する。

②貼付対象車種

普通自動車

小型自動車（二輪車を除く）

検査対象軽自動車（二輪車を除く）

大型特殊自動車

③貼付物は、車室内の前面ガラスの中央部の上部又は下部であってより運転者の視野の妨げにならない位置に指定した両面テープ1セット（左右各1枚合計2枚）使用し装置を貼付するものとし、貼付位置は、装着する装置のカメラ部分が窓拭器の払拭範囲にあり、かつ運転者の視野を妨げず、また検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。（別紙1参照）

A. 前面ガラスの上部に貼付する場合

（1）貼付物は、前面ガラスの上縁の車両中心線から左右 250 mm範囲内で、支障のない限り中央部に近い位置に取り付けること。

（2）貼付物は原則、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20%以内の範囲又は従前の保安基準の規定に適合する範囲であること。（保安基準第 29 条第 4 項第 6 号の告示で定める貼付物として取り扱える場合は、従前の通りの取付けを原則とする。）

ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 30%以内の範囲であって（3）を満たす可能な限り上部であること。（遮光塗装・H ゴム等非透過部分は含まない。）

また、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20%以内の範囲に貼付装置が（1）～（4）までの条件を満たし収まることが明白である場合、又は従前の保安基準の規定に適合する場合は、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 21%以上を超えて取り付けることはできない。

（3）貼付時に装置のカメラレンズが窓拭器のふき取り範囲内にあること。

（4）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が 20 度～90 度の範囲内であること。

B. 前面ガラスの下部に貼付する場合

（1）貼付物は、前面ガラスの下縁の車両中心線から左右 250 mm範囲内で、支障のない限り中央部に近い位置にこと。

（2）前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から 150mm 以内の範囲であること。（道路運送車両の保安基準第 29 条第 4 項第 6 号の告示で定める貼付物として取り扱える場合は、従前の通りの取付けを原則とする）

ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から 300mm 以内の範囲であって

(3) を満たす可能な限り下部であること。(遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない。)

また、前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の150 mm以内の範囲に貼付装置が(1)～(4)までの条件を満たし収まることが明白である場合、又は従前の保安基準の規定に適合する場合は、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の151 mm以上300 mm以内に取り付けることはできない。

(3) 貼付時に装置のカメラレンズが窓拭器のふき取り範囲内にあること。

(4) 前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。

④指定された貼付物以外の貼付は、本規定の規定外となり保安基準に適合しないため禁止する。ただし、国自技第169号に指定された装置については169号の規定を適用するものとする。又、従前の道路運送車両の保安基準第29条第4項第6号に規定されるものは除く。

⑤検査標章の表示に支障が出ないように注意し、貼付装置を取り付けること。検査標章に重複して貼付装置を貼り付けることはできない。また、貼付装置の取付けのために止む終えず検査標章を剥離する場合には、道路運送車両法施行規則第四十一条の二の2項に規定される再交付手続きを取り、改めて保安基準に規定される自動車の前面ガラスの内側上部に前方から見易いように貼り付けることによって再表示するものとする。

⑥貼付物の貼付期間は、当該装置の施工日から、当該貼付物の装置と両面テープを剥離するまで、若しくは抹消登録し廃車されるまでの期間とする。

※参考

道路運送車両法(昭和二十六年六月一日法律第百八十五号)

(再交付)

第七十条 自動車又は検査対象外軽自動車の使用者は、自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となつた場合その他国土交通省令で定める場合には、その再交付を受けることができる。

道路運送車両法施行規則(昭和二十六年八月十六日運輸省令第七十四号)

(検査標章)

第三十七条の三 検査標章は、自動車の前面ガラスの内側に前方から見易いように貼り付けることによつて表示するものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあつては、自動車の後面に取りつけられた自動車登録番号標又は車両番号標の左上部に見易いように貼り付けることによつて表示するものとする。

2 略

(検査標章の再交付)

第四十一条の二 検査標章の再交付を申請する者は、自動車検査証又は限定自動車検査証の再交付の申請と同時にする場合を除き、当該自動車検査証又は限定自動車検査証を提示しなければならない。

2 検査標章の再交付を受けることができる場合は、検査標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となつた場合のほか、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 検査標章をはりつけた前面ガラスを使用することができなくなつた場合
- 二 検査標章をはりつけた自動車登録番号標又は車両番号標を表示することができなくなつた場合（当該自動車を引き続き運行の用に供する場合に限る。）
- 三 その他再交付を受けることについて正当な理由があると認められる場合

3) 貼付物の剥離

①指定された貼付物を、取り外す場合には、貼付物の装置、両面テープを確実に剥がすこと。またその旨を販売者及び取付け者を通じ自動車使用者等に周知徹底すること。

②当該装置を取り付けず、貼付物の一部である両面テープのみを前面ガラスにそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

4) 貼付物の様式

貼付物の様式は、別紙2のとおりとする。

5) 貼付物管理ステッカー

①貼付物を管理するため、貼付物管理ステッカーを作成し、1貼付物に1枚交付する。なお、従前の取付け方法であっても、本規定施行以後に新たに取付けするものや、機器の交換等で再取付けする場合にも交付し、装置本体に貼付するものとする。

②販売者及び施工者は指定された貼付物を使用し、装置を取付け、動作を確認した後に、貼付物管理ステッカーに油性ボールペン等で必要事項を記入し、当該装置に貼付しなければならない。

③貼付物管理ステッカーの記入事項

- (イ) 取付けをした車両の「車台番号」
- (ロ) 取付けをした装置の「製造番号」
- (ハ) 装置を取付けした日付
- (ニ) 施工者（販売者を含む）のコード番号

6) 貼付物の管理及び貼付物管理ステッカーの管理

J21 は、貼付物及び貼付物管理ステッカーの配布台帳を備え、厳正な管理を行う。販売者及び施工者が不適正な管理や不正な行為を行った場合には、その者に貼付物及び貼付物管理ステッカーの交付を停止し、その事実を国土交通省に遅滞なく届け出るものとする。

7) 貼付物管理ステッカーの様式

貼付物管理ステッカーの様式は、別紙3の通りとし、一連番号で管理する。
なお、貼付物管理ステッカーは、剥離再使用をすることは不可能な仕様である。

8) 装置本体の故障等で装置を交換する場合の貼付物管理ステッカーの取扱

装置本体が、故障又は損傷し交換する場合等、貼付物の交換が必要な場合には、新たに取り付ける場合と同様に貼付を行い、次項の完成検査証と新たな貼付物管理ステッカーに記入し、使用者に交付すると同時に J21 へ報告するものとする。

J21 は当該車台番号の貼付物管理ステッカーの一連番号を更新し、管理するものとする。

(4) 完成検査証

販売者及び施工者は、貼付物として、当該装置を取り付けたのち、完成検査証に必要事項を記入し、取付けをした自動車の使用者に完成検査証を交付しなくてはならない。また交付した完成検査証の写し及び車台番号の証明として車検証の写しを、当該装置本体の取付けチェックシートと共に J21 に提出しなくてはならない。

1) 完成検査証の記載事項

①取付けをした車両の自動車検査証記載事項のうち下記の項目を転記・記載する。

A.自動車の「登録番号」

B.車名、型式、用途、事業用・自家用の区分

C.自動車の「車台番号」

D.所有者の氏名又は名称及び住所、又は所有者コード※、若しくは車両識別符号（車両 ID）

（※備考欄に自動車検査証発行時の所有者、例えばリース会社などの情報が表示され、自動車検査証の枠外左上の番号欄に、5桁の数字に続いてアルファベット「B」の標記を記入）

E.使用者の氏名又は名称

F.使用者の住所若しくは車両識別符号（車両 ID）

②取付けをした装置

A.施工時の貼付物として装置を取り付けた位置

B.装置の「製造番号」

C.装置に貼り付けた「貼付物管理ステッカー」のステッカーの一連番号

D.装置の作動状況、本規定・道路運送車両の保安基準の適否

③販売者及び取付け者

A.装置を販売した販売者の名称及び記号

B.取付け者の氏名又は J21 が取付け者に与えた指定番号

C.取付け者の名称及び記号

D.施工責任者の自書署名

2) 完成検査証の様式

完成検査証の様式は、別紙4の通りとし複写式若しくは電子データとする。

3) 完成検査証及び自動車検査証の写しの保管

J21は、販売者及び施工者から提出された完成検査証及び自動車検査証の写しを、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）に基づき厳正に管理し、当該貼付物の管理及び管理に付帯する目的以外に使用しない。

ただし、自動車検査証の写しは、リース会社等の車両の大量保有者であって、道路運送車両法（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）第十八条の2に規定される登録識別情報の通知を受けBタイプ車検証の交付を受けている事業者にあつては、その電子データの出力を以て替えることができる。

(5) 貼付物の管理

J21は、販売者及び施工者から提出された完成検査証及び自動車検査証の写しにより、貼付物貼付車両の管理を行う。具体的には「取付けをした自動車の車台番号」「装置の製造番号」「装置に貼り付けた貼付物管理ステッカーのステッカー一連番号」を一括のデータとして管理するものとする。

(6) 道路運送車両の保安基準及び本規定への適合管理

J21は、販売者及び施工者から提出された完成検査証及び当該装置本体の取付けチェックシートにて本規定及び道路運送車両の保安基準への適合を管理し、不適切な取付けを発見した場合にはただちに取付け者に是正措置を取らせるものとする。

(7) 政府機関等への情報提供

J21は、貼付物の管理・貼付物で取り付けられる装置の管理の目的で、国土交通省及び各運輸局及び運輸支局等の政府機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、独立行政法人自動車事故対策機構、公益財団法人交通事故対策センター、その他関係行政省庁から要請がある場合には、前項の情報を提供するものとする。

3. その他

(1) 本要綱は、J21が関係行政省庁の指導を得て推進する。

(2) 本要綱の実施のために必要な事項であつて本要綱に定めのない事項については、関係行政省庁の指導・協議を得て、別途定める。

(3) 本要綱は、貼付物の指定を受けた日から施行する。

前面窓ガラスにカメラユニット取り付ける位置と基準について

本車両のフロントガラスに取り付けられた装置は、モービルアイ社製の衝突防止補助装置（Mobileye ME580）のカメラユニットを取り付けるために、保安基準の貼付物指定を受けた装置及び両面テープを使用し取り付けましたものです。取付に当たっては以下の注意事項を厳守の上、貼付作業を行ってください。

1. 貼付資格者

貼付には、ジャパン21社の実施する「モービルアイ・インストラクター講習」を受講し、認定IDを保有している作業者に限定されます。（装置本体の貼付物管理ステッカー・完成検査証に明記されています）

2. 貼付作業

貼付作業に当たっては、下記の要領で実施してください。

- （1）貼付位置は、次項を厳守して正しい位置に取り付けてください。
- （2）貼付時には、貼付け面のガラスを十分清浄し、アルコールなどで十分脱脂し、確実に貼付を行ってください。また、接着時の温度が低い場合は、貼付けガラス面や両面テープを加温して確実に貼付けを行ってください。

3. 貼付の位置

運転者の視界を妨げない位置であって、前面窓ガラスの上部もしくは下部に以下の項目を満たすように貼付すること。

※これらの項目を満たすことができないものは貼付不可。

A. 前面窓ガラスの上部に貼付の場合

- （1）装置全体が前面ガラスの車両中心線から左右250mm範囲内で、支障のない限り中央部に近いこと。
- （2）貼付装置は原則、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲であること。ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の30%以内の範囲であって（3）を満たし可能な限り上部であること。（遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない。）
- （3）貼付時に装置のカメラレンズが窓ふき器のふき取り範囲内にあること。
- （4）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。
- （5）**実長の20%以下、若しくは従前の保安基準で取り付け可能な場合には、装置の正常な稼働のため以外の正当な理由なく、これを超えて取り付けることはできません。**

B. 前面窓ガラスの下部に貼付の場合

- （1）装置全体が前面ガラスの上縁の車両中心線から左右250mm範囲内で、支障のない限り中央部に近いこと。
- （2）前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲であること。ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から300mm以内の範囲であって（3）を満たし可能な限り下部であること。（遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない。）
- （3）貼付時に装置のカメラレンズが窓ふき器のふき取り範囲内にあること。
- （4）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。
- （5）**実長の150mm以下、若しくは従前の保安基準で取り付け可能な場合には、装置の正常な稼働のため以外の正当な理由なく、これを超えて取り付けることはできません。**

4. 貼付物の管理

- （1）**装置及び貼付両面テープは、落下防止や形状からジャパン21社の純正指定品に限定されます。指定品以外の使用は、道路運送車両の保安基準に適合しませんのでご注意ください。**
- （2）装置を取り外したり、車両が抹消登録、若しくは廃車された場合には装置と共に両面テープを撤去してください。撤去しない場合道路運送車両の保安基準に適合しません。
- （3）装置を指定両面テープで施工した場合、必ず製品同梱の「貼付物管理ステッカー」を記入し、装置本体側面に貼り付けて表示すると同時に、使用者に「完成検査証」を交付してください。（車台番号、製品の製造番号、施工者コード等の記入が必要です。）
- （4）完成検査証の控えは、作業終了後速やかに取付チェックシートと共に当社宛てお送りください。

本装置は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の貼付物指定を受けております。ただし本指定は事故防止の為の指定であり宣伝等で使用は認めておりません。

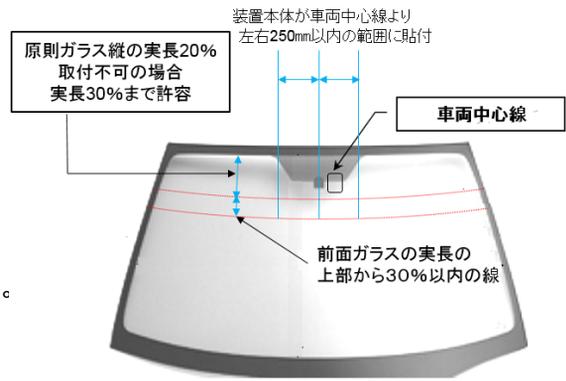
車検時の注意事項

- 1）上記規定に基づいて装置貼付された場合には、貼付物管理ステッカーが装置に装着されており、完成検査証も車両に搭載しております。
- 2）もし、あきらかに上記基準に適合しない場合や、貼付に疑義がある場合には、**416** 証票番号及び車台番号・製品番号で弊社宛てお問い合わせください。不適合の場合には取付者に改修作業を命じます。
- 3）窓ガラスの交換、本体の交換の際には、再調整が必要ですので取付事業者又は**ジャパン21**へお問い合わせください。

前面窓ガラスに指定貼付物でカメラユニット取り付ける位置について

A. 前面窓ガラスの上部に貼付の場合

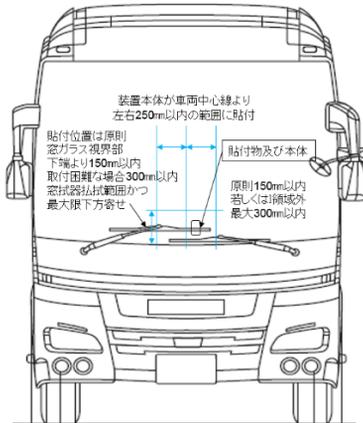
- (1) 装置全体が前面ガラスの上縁の車両中心線から左右250mm範囲内で、支障のない限り中央部に近いこと。
- (2) 貼付装置は原則、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲であること。
ただし、これを満たすことができない車両にあっては、**装置全体が、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の30%以内の範囲であって** (3) を満たす可能な限り上部であること。(遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない)
- (3) 貼付時に装置のカメラレンズが窓ふき器のふき取り範囲内にあること。
- (4) 前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。
- (5) **実長の20%以下、若しくは従前の保安基準で取り付け可能にもかかわらず、正当な理由なくこれを超えて取り付けることはできません。**



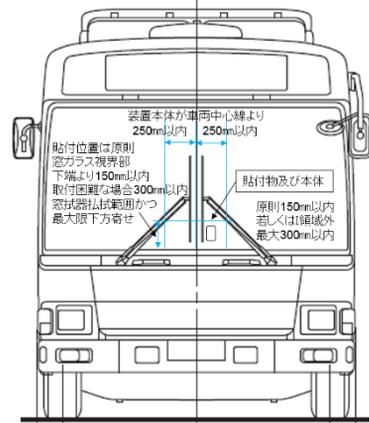
乗用車の前面ガラスの例

B. 前面窓ガラスの下部に貼付の場合

- (1) 装置全体が前面ガラスの下縁の車両中心線から左右250mm範囲内で、支障のない限り中央部に近いこと。
- (2) 前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲であること。
ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から300mm以内の範囲であって (3) を満たす可能な限り下部であること。(遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない)
- (3) 貼付時に装置のカメラレンズが窓ふき器のふき取り範囲内にあること。
- (4) 前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。
- (5) **下端から150mm以下、若しくは従前の保安基準で取り付け可能にもかかわらず、正当な理由なくこれを超えて取り付けることはできません。**



標準的なトラック・バスの例



対向式ワイパーのトラック・バスの例

C. 貼付物管理ステッカー ME580系用

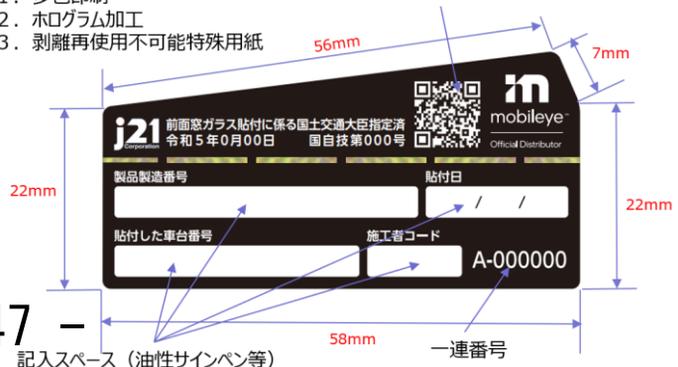
指定された貼付物の管理のため、装置本体に右記の管理ステッカーが貼られています。

- (1) 指定された方法で貼付され保安基準に適合可能な場合に交付されます。
- (2) 車台番号と製品製造番号が付属の完成検査証と合致しない場合は保安基準に適合しない可能性があります。
- (3) 装置の積み替えや交換、前面ガラスの交換で装置の交換があった場合には、管理ステッカーも張り替える必要があります。

貼付物管理ステッカーの様式

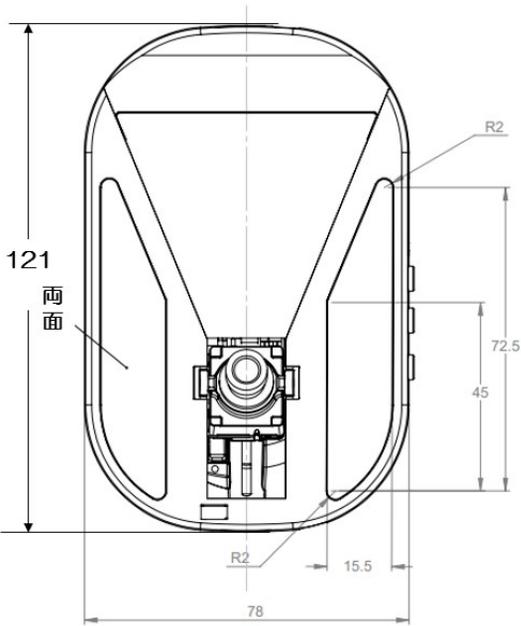
- ※偽造防止のための措置
1. 多色印刷
 2. ホログラム加工
 3. 剥離再使用不可能特殊用紙

QRコード
(コード読込で取付根拠ページへリンク)



※車両毎に、施工後の「完成検査証」も車検証と共に搭載しておりますので併せてご確認ください。

別紙 2 -1 貼付物の様式 (型式：ME×8×式<ME580～>)



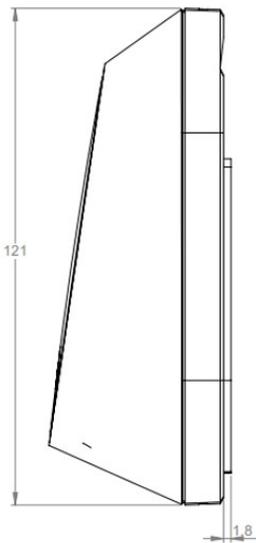
本体図 (ガラス貼付け面)



本体写真 (ガラス貼付け面)



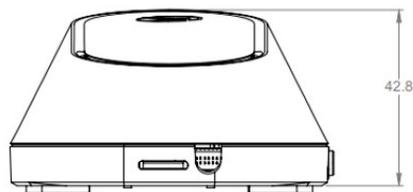
本体写真 (室内側)



本体図 (側面)



本体写真 (側面)

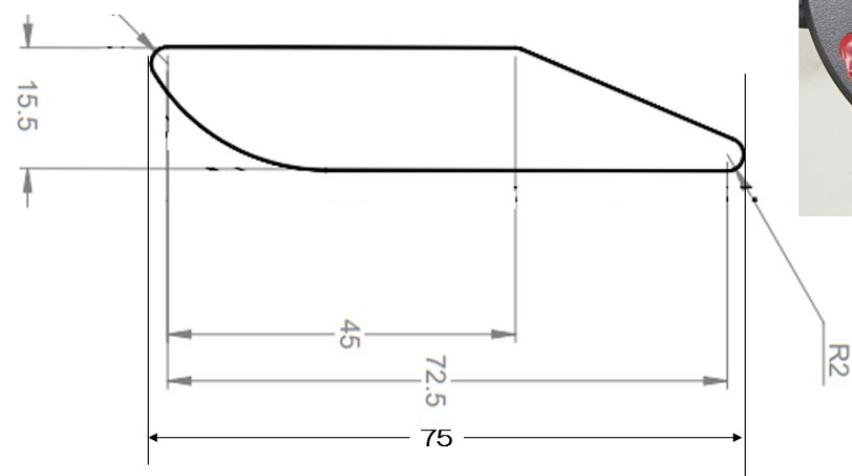


本体図 (下側面)



全体図

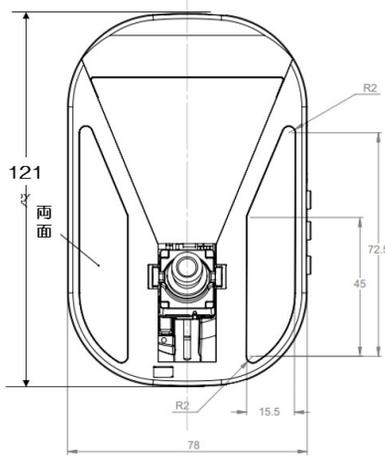
別紙 2-2 貼付物の詳細様式 (両面テープ：装置型式：ME×8×式<ME580~>)



仕様：モービルアイ社純正品

両面テープ米国3M社ガラス貼付対応・厚み1.8mm (寸法誤差±1mm)

装置全体寸法と、右側写真の赤色部分が純正両面テープ



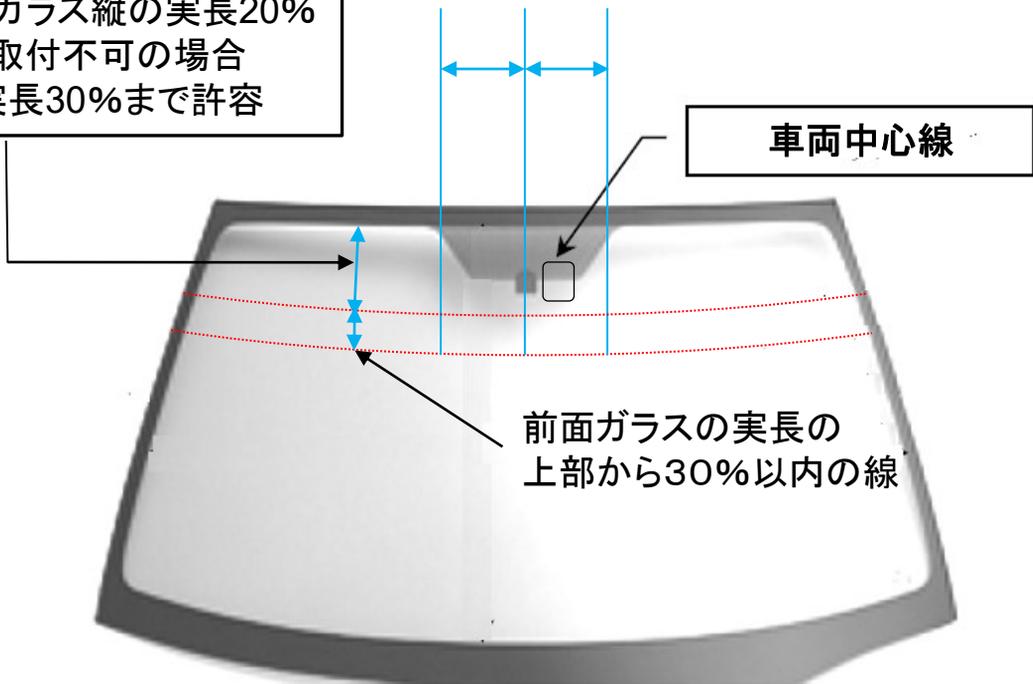
本体図 (ガラス貼付け面)



本体 (ガラス貼付け面)

装置本体が車両中心線より
左右250mm以内の範囲に貼付

原則ガラス縦の実長20%
取付不可の場合
実長30%まで許容



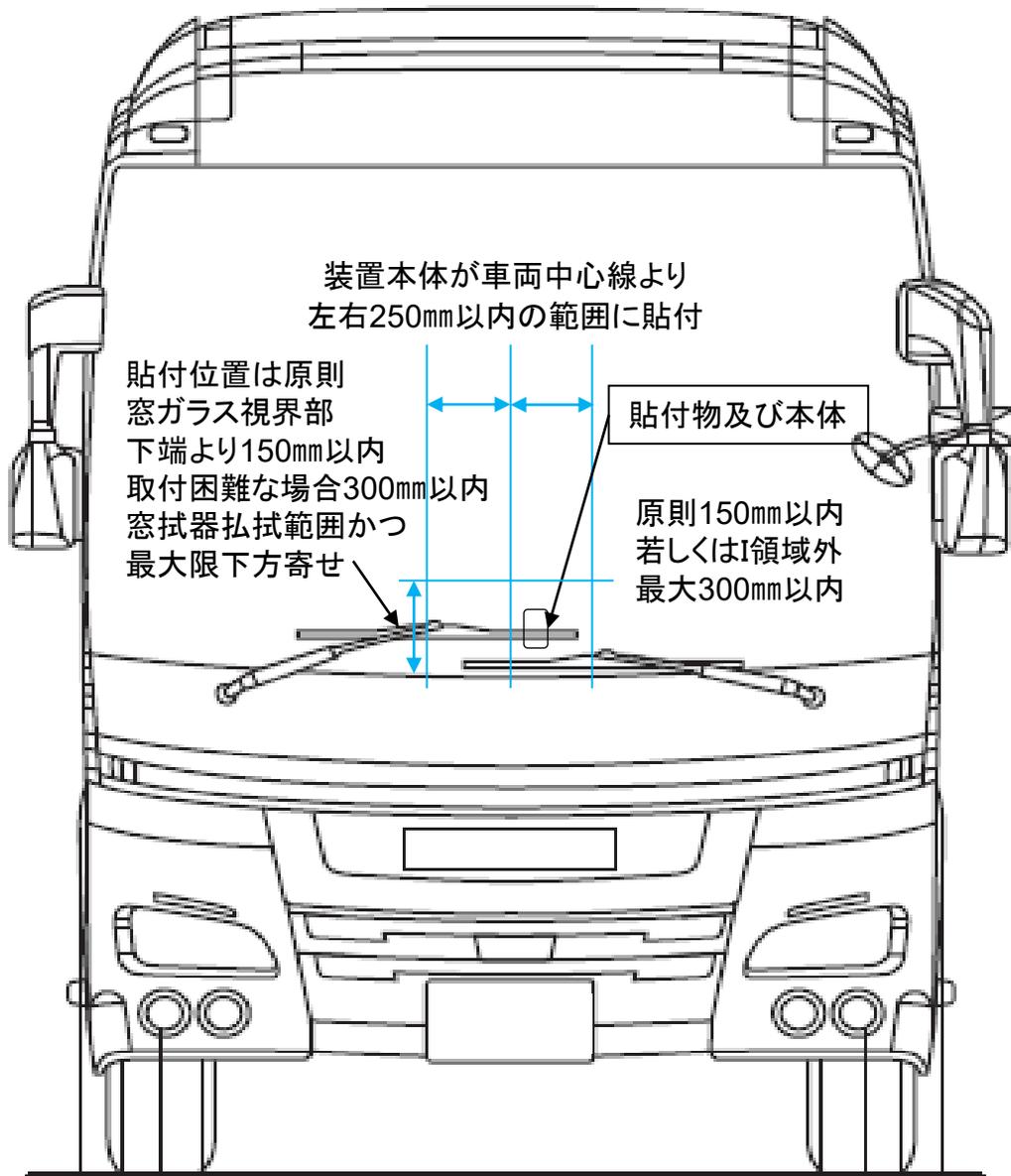
車両中心線

前面ガラスの実長の
上部から30%以内の線

UNLESS OTHERWISE SPECIFIED BY CONTRACT THESE DRAWINGS AND SPECIFICATIONS AND DATA DISCLOSED HEREIN, ARE THE PROPERTY OF MOBILEYE, ARE ISSUED IN STRICT CONFIDENCE, AND SHALL NOT BE REPRODUCED OR DISCLOSED IN WHOLE OR IN PART OR USED AS THE BASIS FOR MANUFACTURE OR SALE WITHOUT THE EXPRESS WRITTEN CONSENT OF MOBILEYE TECHNOLOGIES.



FILE:			TITLE		
MATERIAL: SEE NOTE 3			前窓ガラスの上部での貼付位置図		
FINISH: SEE NOTE 3			DWG NO. 2022. 6. 1		
TOLERANCES: LINEAR: BETWEEN HOLES: ANGLES:			SCALE 150		
COMPUTER GENERATED DRAWING DO NOT REVISE MANUALLY			SHEET 3 OF 1		
DO NOT SCALE DRAWING			REVISION 1.03		
DRAWN	NAME	DATE	APPROVED		
DESIGNED					
CHECKED					
APPROVED					



UNLESS OTHERWISE SPECIFIED BY CONTRACT THESE DRAWINGS AND SPECIFICATIONS AND DATA DISCLOSED HEREIN, ARE THE PROPERTY OF MOBILEYE, ARE ISSUED IN STRICT CONFIDENCE, AND SHALL NOT BE REPRODUCED OR DISCLOSED IN WHOLE OR IN PART OR USED AS THE BASIS FOR MANUFACTURE OR SALE WITHOUT THE EXPRESS WRITTEN CONSENT OF MOBILEYE TECHNOLOGIES.

i21Corporation

FILE:

TITLE

前面窓ガラスの下部での貼付位置図

MATERIAL:

SEE NOTE 3

FINISH:

SEE NOTE 3

TOLERANCES:

LINEAR: -
BETWEEN HOLES: -
ANGLES: -

DRAWN

NAME

DATE

COMPUTER GENERATED DRAWING
DO NOT REVISE MANUALLY

DWG NO.

2022. 6. 1

DESIGNED

DO NOT SCALE DRAWING

CHECKED

APPROVED



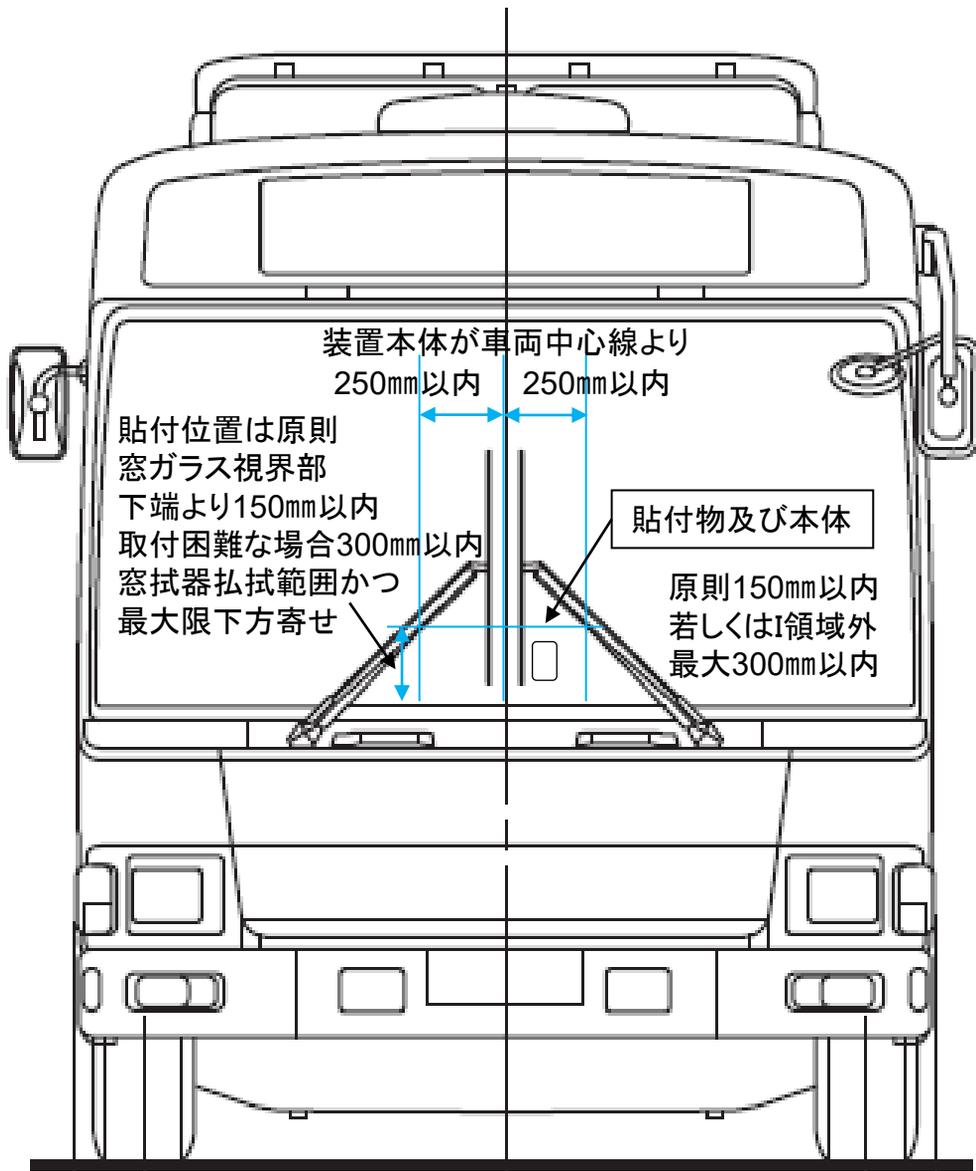
SCALE
15:1

3

SHEET
OF

2

REVISION
1. 03



UNLESS OTHERWISE SPECIFIED BY CONTRACT THESE DRAWINGS AND SPECIFICATIONS AND DATA DISCLOSED HEREIN, ARE THE PROPERTY OF MOBILEYE, ARE ISSUED IN STRICT CONFIDENCE, AND SHALL NOT BE REPRODUCED OR DISCLOSED IN WHOLE OR IN PART OR USED AS THE BASIS FOR MANUFACTURE OR SALE WITHOUT THE EXPRESS WRITTEN CONSENT OF MOBILEYE TECHNOLOGIES.

i21Corporation

FILE:			TITLE 前面窓ガラスの下部での貼付位置図 (2枚窓・対向式窓拭器の車両)		
MATERIAL: SEE NOTE 3		FINISH: SEE NOTE 3	TOLERANCES: LINEAR: - BETWEEN HOLES: ANGLES:		DWG NO. 2022. 6. 1
DRAWN	NAME	DATE	COMPUTER GENERATED DRAWING DO NOT REVISE MANUALLY		SCALE 152 1 -
DESIGNED			DO NOT SCALE DRAWING		SHEET 3 OF 3
CHECKED					REVISION 1. 03
APPROVED					

貼付物管理ステッカーの様式及び仕様

このステッカーは、装置が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けていることを表示・管理するステッカーで重要なものです。（国自技169号で規定される装置とは別仕様です。）

- (1) 装置を自動車の窓ガラスに貼付し、モバイルアイ装置を取り付けた場合は必要事項を記入し、以下のステッカーを装置本体側面に貼り付けて表示する
- (2) ME×8×シリーズ=ME580系の仕様とする。（ME530/560/570/C2-270とは異なります）
- (3) 偽造の困難な様式とする。
- (4) 管理用に一連番号を入れる。又、取付基準や指定文書を案内するQRコードを入れる。
- (5) 剥離・再利用が不可能な特殊様式で、剥離した場合シール側に「VOID」の表示がされる。

本装置は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けております。

1. ステッカーの様式



2. ステッカーの仕様及び寸法

※偽造防止のための措置

1. 多色印刷
2. ホログラム加工
3. 剥離再使用不可能特殊用紙



ジャパン・トゥエンティワン株式会社
モビリティ事業部 サポートチーム



⇒取付や規定の詳細情報はQRコードからアクセス

モバイルアイ衝突防止補助装置 完成検査証

No. _____

本装置の取付部（両面テープ）は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けております。 **本書類は車検証と共に保管ください。**

取り付けた車両の情報			
車名/型式			
登録番号（ナンバープレート）			
車台番号（フレームナンバー）			
事業用/自家用の区別 [該当するものに○印]	事業用 / 自家用	登録初年度	
所有者情報（車検証に記載ない場合は車両識別符号を下記に記載で可）	氏名/名称	住所/所有者コード	
使用者情報（車検証に記載ない場合は車両識別符号を右欄に記載で可）	氏名/名称	車両識別符号	

貼付けする装置の情報	
製造者	モバイルアイ株式会社（イスラエル）
輸入者	ジャパン・トゥエンティワン 株式会社
型式 [該当するものに○印]	ME580 / ME570 / ME530 / ME560 / C2-270
製造番号（製品シリアルナンバー）	
連携する装置 [該当するものに○印]	側方監視装置(SH+) / 運行記録計接続（認定型式： ） / その他

製品の動作状態 及び 貼付物管理ステッカーの貼付け状況	
装置の動作状態 [該当するものに○印]	正常動作 / 不備あり
当該装置に貼り付けた管理ステッカー番号	
製品の貼付位置 [該当するものに○印]	前面窓 上部中央付近 / 前面窓 下部中央付近
対象貼付物	モバイルアイ純正両面テープ<装置本体を含む>
施工、検査実施日	年 月 日

当該製品の 販売会社 / 施工者			
販売会社の名称 及び 記号	名称	記号	
販売会社の所在地 及び 連絡先	所在地	連絡先	
施工業者名称 及び 記号	名称	記号	
施工者氏名 及び 連絡先	氏名	連絡先	
施行責任者氏名 [楷書体で識別可能なもの]	署名		

※注意：本書類は複写式で販売者及び施工者が記入し、使用者に交付すること。販売会社控は回収管理を行って下さい。

二輪自動車の後面衝突警告表示灯等の国連基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

後続車に衝突の危険を知らせる機能として、これまで四輪自動車に導入されている「後面衝突警告表示灯」について、我が国も参加する国連WP29での議論を経て、新たに二輪自動車等においても備付けを可能とする国連基準の改正が成立したところ、当該基準を国内の保安基準に導入するための所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「二輪自動車等の灯火器の取り付けに関する国連協定規則（第53号）」の補足改訂等が採択され、新たに二輪自動車等においても後面衝突警告表示灯の備付けが可能となったことから、我が国においても、改正された国連協定規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の改正等を行います。

1. 主な改正の概要

- (1) 後面衝突警告表示灯（衝突するおそれがあることを、後続車両に知らせるために使用される灯火）について、二輪自動車及び二輪の一般原動機付自転車への備付けを可能とし、備えた場合の要件を規定する。

【要件概要】

V_r (km/h)	作動条件
$V_r > 30$ km/h	$TTC \leq 1.4$
$V_r \leq 30$ km/h	$TTC \leq 1.4 \times V_r / 30$

V_r (相対速度)：後面衝突警告表示灯を装着した車両と、同一レーン上の後続車両との速度の差

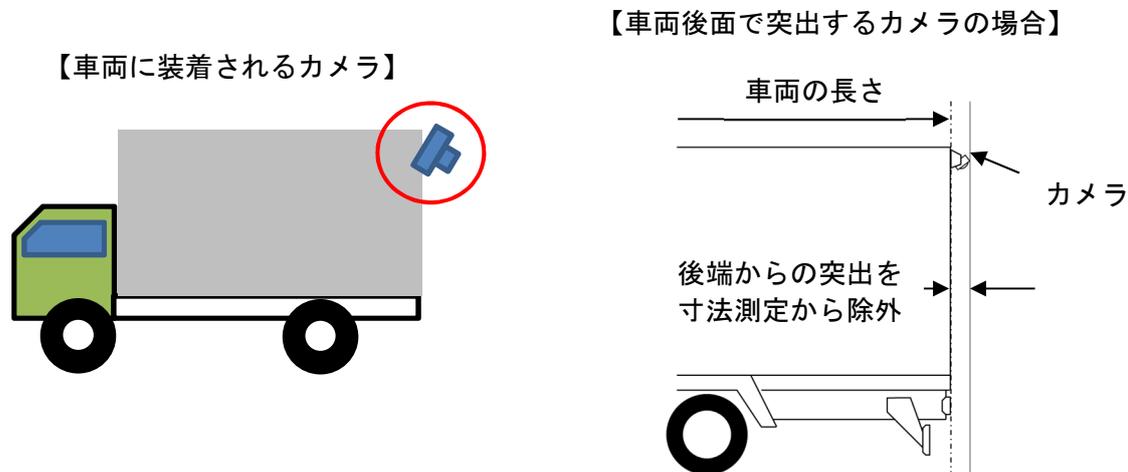
TTC (衝突までの時間 (s))：相対速度が一定であると仮定した際の後面衝突警告表示灯を装着した車両と後続車両が衝突するまでの予想時間

【作動のイメージ図】



- (2) バックカメラシステムについて、認証の選択肢を拡げ、検査における手続きを簡素化し、安全なバックカメラシステムの普及をより一層図るため、国連協定規則（第158号）と調和さ

せつつカメラ及びモニターの取付範囲の指定等を規定し、装置単位での認証を可能とする。併せて、車両後面に設置するカメラ等について、安全上支障が無く車体から突出するものについては車両寸法に含めないこととする。(別紙参照)



2. 公布・施行

公布 : 令和5年(2023年)9月22日

施行 : 令和5年(2023年)9月24日(1.(2)の装置認証については公布の日)

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課 : 山村、佐藤

電話 03-5253-8111 (内線 42532)、03-5253-8602 (直通)

審査・リコール課 : 福藺、高嶋

電話 03-5253-8111 (内線 42313)、03-5253-8596 (直通)

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第189回会合において、「二輪自動車等の灯火器の取付けに関する協定規則（第53号）」等の補足改訂等が採択された。

また、後退時車両直後確認装置について、当該装置の一つの後方視界看視装置（車両後方を撮影するカメラ及び当該カメラが撮影した映像を映すモニターからなる装置。いわゆるバックカメラシステム。以下同じ。）の選択肢を拡げるため、これまでの車両単位での認証から装置単位での認証（装置型式指定）を可能とする措置等の必要が生じている。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 後面衝突警告表示灯について、二輪自動車及び二輪の一般原動機付自転車への備付けを可能とし、備えた場合の要件を規定する。

【要件概要】（本紙参照）、【適用日】令和5年9月24日

- ② タイヤについて、新たに導入された摩耗状態のウェットグリップの規制値並びに強化された転がり抵抗及び新品時のウェットグリップの規制値に適合しなければならないこととする。

【要件概要】

小型商用車用ノーマルタイヤ(主に非駆動軸へ装着するために設計されたタイヤ)の場合

	現行規制値	新規規制値
摩耗状態のウェットグリップ指数*	規制なし	≥0.82
ウェットグリップ指数*	≥0.95	≥1.1
転がり抵抗係数**	≤9.0	≤8.5

* ウェットグリップ指数: 試験用規格タイヤ比のウェットグリップ性能

** 転がり抵抗係数: 転がり抵抗値(N) / 試験荷重(kN)

試験法例： ウェットグリップのトレーラー法



専用のタイヤ試験車に試験タイヤを装着し、制動力を加えた際の最大制動力係数 μ (=摩擦特性) を測定。

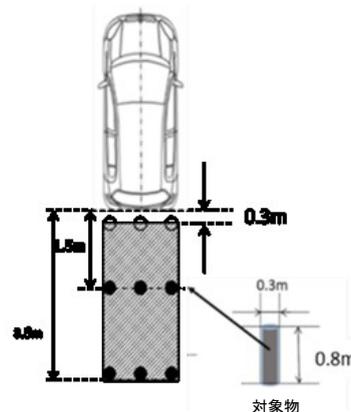
【適用日】

- ・ 乗用車用等のタイヤ
新 型 車：令和 8 年 7 月 7 日
継続生産車：令和 9 年 7 月 7 日
- ・ 商用車用等のタイヤ
新 型 車：令和 10 年 9 月 1 日
継続生産車：令和 11 年 9 月 1 日

- ③ 後方視界看視装置（バックカメラシステム）について、装置単位での認証を可能とする技術基準を設ける。

【要件概要】

- ・ 右図（協定規則第 158 号と調和）の車両直後の範囲が確認可能であること
- ・ 当該要件等を満たすカメラ及び一定の視界要件を満たすモニターの車両への設置範囲を指定すること
- ・ 当該設置範囲内で車両に取り付けられていること



【適用日】

令和 5 年 9 月 22 日

- ④ 車両後面に設置するカメラ等について、安全上支障が無く車体から突出するものについては車両寸法に含めないこととする。

【要件概要】

- ・ 取り外した状態で寸法を計測する装置の対象について、車両後面に設置するカメラ等を含め「周辺監視装置」として追加
- ・ 安全上支障が無いよう、高さ 2m 以下に取り付けた場合には装置外部表面に曲率半径 2.5mm 未満の突起を有さないこと

【適用日】

令和 5 年 10 月 1 日

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、後退時車両直後確認装置の後方視界看視装置を追加する。
- ② 協定規則の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号を改める。

(3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正

転がり抵抗及び新品時のウェットグリップの規制値が強化された改正に伴う、商用車用タイヤの過渡規定を設けるほか、所要の改正を行う。

(4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和5年9月22日

施 行：令和5年9月24日（2. (1)③及び(2)①は公布の日）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 119 条第 2 項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて」の一部改正について

令和 5 年 11 月
国土交通省物流・自動車局
車両基準・国際課

1. 背景

使用過程において原動機等の変更を行った自動車の排出ガス性能に係る保安基準適合性の取扱いについては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 119 条第 2 項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて」（平成 8 年 4 月 15 日自環第 94 号）（以下「本通達」という。）に定められているところであるが、同一の製作者等が指定を受けた型式指定自動車において、構造・装置等（車名・型式を除く。）が同一であっても、車名・型式を異にするもの（以下「OEM 車」という。）があることから、今般、OEM 車において試験自動車と検査申請車両の構造・装置等（車名・型式を除く。）が同一の場合における試験結果証明書の取扱いについて定めるため、本通達を改正する。

2. 改正の概要

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する検査申請車両については、発行された試験結果証明書を当該検査申請車両のものとみなすことができるものとする。

- ① 試験自動車と同一の製作者等が指定を受けた型式指定自動車であるもの
- ② 構造・装置等（車名及び型式を除く。）が試験自動車と同一であるもの
- ③ 車名及び型式が試験自動車のものと異なるもの
- ④ 試験自動車と同日にその型式について指定を受けたもの又は試験自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式として指定を受けたもの

国自基第 128 号の 3
令和 5 年 11 月 7 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省物流・自動車局
車両基準・国際課長
(公印省略)

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 119 条第 2 項等及び
「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについ
ての一部改正について

標記について、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 119 条第 2 項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて」（平成 8 年 4 月 15 日付、自環第 94 号）の一部を別添新旧対照表の通り改正し、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長あて通知しましたので、了知願います。

国自基第 128 号
令和 5 年 11 月 7 日

四国運輸局 自動車技術安全部長 殿

国土交通省物流・自動車局
車両基準・国際課長
(公印省略)

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 119 条第 2 項等及び
「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについ
ての一部改正について

標記について、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 119 条第 2 項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて」（平成 8 年 4 月 15 日付、自環第 94 号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第119条第2項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて」の一部改正について
 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)
 制 定：平成8年4月15日自環第94号
 最終改正：令和5年11月7日国自基第128号

新	旧
<p>「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第119条第2項等及び「自動車検査業務等実施要領」に係る細部取扱いについて（依命通達）」の一部改正について</p> <p>近年におけるユーザーニーズの一層の多様化に伴い、使用過程車において、排出ガス対策又は熟害対策に影響を及ぼす原動機、消音器等の改造が増加しているところである。これらの状況を踏まえ、自動車検査業務等の適正、かつ、効率的な実施を図るため、平成8年4月15日付け自技第58号・自環第87号「自動車検査業務等実施要領の一部改正について（依命通達）」が通達されたところであるが、本通達別紙2に係る細部取扱いについては、下記により実施することとしたので了知されたい。</p> <p>なお、別紙の通り関係団体あて通知したので申し添える。</p> <p>記</p> <p>1. 細目告示第119条第2項第1号及び第197条第2項第1号関係 (1) (略) (2) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面（当該自動車原動機等の変更部位の写真等が添付されていること。以下「試験結果証明書」という。）又はその写しにより判定する場合には、当該試験結果証明書に係る試験自動車の構造・装置等と検査申請車両の構造・装置等が同一であること。</p> <p>また、構造・装置等が同一である場合においては、発行された試験結果証明書を当該検査申請車両のものと見なすことができるものとする。</p> <p>なお、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付したものを除く。）、構造・装置及び原動機の変更部位等（6モード法、13モード法、JE05モード法又はWHTCモード法による試験に係る自動車（以下「重量車」という。）にあつては、構造・装置及び</p>	<p>「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第119条第2項等及び「自動車検査業務等実施要領」に係る細部取扱いについて（依命通達）」の一部改正について</p> <p>近年におけるユーザーニーズの一層の多様化に伴い、使用過程車において、排出ガス対策又は熟害対策に影響を及ぼす原動機、消音器等の改造が増加しているところである。これらの状況を踏まえ、自動車検査業務等の適正、かつ、効率的な実施を図るため、平成8年4月15日付け自技第58号・自環第87号「自動車検査業務等実施要領の一部改正について（依命通達）」が通達されたところであるが、本通達別紙2に係る細部取扱いについては、下記により実施することとしたので了知されたい。</p> <p>なお、別紙の通り関係団体あて通知したので申し添える。</p> <p>記</p> <p>1. 細目告示第119条第2項第1号及び第197条第2項第1号関係 (1) (略) (2) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面（当該自動車原動機等の変更部位の写真等が添付されていること。以下「試験結果証明書」という。）又はその写しにより判定する場合には、当該試験結果証明書に係る試験自動車の構造・装置等と検査申請車両の構造・装置等が同一であること。</p> <p>また、構造・装置等が同一である場合においては、発行された試験結果証明書を当該検査申請車両のものと見なすことができるものとする。</p> <p>なお、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付したものを除く。）、構造・装置及び原動機の変更部位等（6モード法、13モード法、JE05モード法又はWHTCモード法による試験に係る自動車（以下「重量車」という。）にあつては、構造・装置及び</p>

<p>原動機等の変更部位等)をいい、「構造・装置等が同一である」とは、当該試験結果証明書¹の排出ガス試験結果成績表中の「自動車諸元」欄に記載される項目における「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」(重量車に限る。)及び「駆動車輪タイヤ空気圧」を除いた構造・装置等が同一であることをいう。</p> <p>① 試験自動車と同一の製作者等が指定を受けた型式指定自動車であるもの</p> <p>② 構造・装置等(車名及び型式を除く。)が試験自動車と同一であるもの</p> <p>③ 車名及び型式が試験自動車のものとなるもの</p> <p>④ 試験自動車と同日にその型式について指定を受けたもの又は試験自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式(以下「同一と認められる型式」という。)として指定を受けたもの</p> <p>この場合において、「同一と認められる型式」とは、「自動車型式認証実施要領」について(依命通達)「(平成10年11月12日自審第1252号)別添自動車型式認証実施要領附則1の別表第1に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないときとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2. (略)</p>	<p>原動機等の変更部位等)をいい、「構造・装置等が同一である」とは、当該試験結果証明書²の排出ガス試験結果成績表中の「自動車諸元」欄に記載される項目における「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」(重量車に限る。)及び「駆動車輪タイヤ空気圧」を除いた構造・装置等が同一であることをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2. (略)</p>
---	---

附 則

この改正は、公布の日から施行する。

保安基準に適合した電動キックボード等を購入・使用しましょう！

～インターネットにおいて販売されている車両に気を付けましょう～

国土交通省では、安全な特定小型原動機付自転車（電動キックボード※¹等）の普及を図るため、保安基準適合性を確認する制度を令和4年12月に創設し、加えて、今般、インターネットにおいて販売されている車両を中心に保安基準適合性の調査を実施したところ、保安基準に適合しない車両が複数確認されました。

インターネットで購入し、公道で使用する際は、保安基準に適合したものを選んでいただきますようお願いいたします。

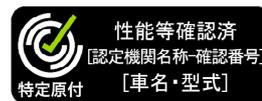
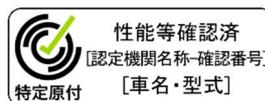
※1 電動キックボードには特定小型原動機付自転車のほか、一般原動機付自転車に該当するものがあります。

1. 性能等確認制度について

国土交通省では、特定小型原動機付自転車（特定原付）の保安基準適合性を確認する「性能等確認制度」を令和4年12月に創設しました。保安基準への適合が確認された特定原付の型式は国土交通省ホームページにおいて公表するとともに、車体に「性能等確認済」を示すシール※²が貼付されています。

なお、10月末現在、22車種の性能等確認がなされております。

※2 シールの様式



2. 市場調査（サーベイランス）について

インターネットを中心に流通する特定原付の保安基準適合性の市場調査において、流通している81車種のうち、特に保安基準に適合しないおそれがある10車種（10台）に対し調査を実施した結果、6台の不適合が確認されました。

これら6車種のうち、3車種は既に保安基準適合に向けて自主的に対応しており、残りの3車種については、当該車両の製造・販売事業者に対して以下の指導をしております。

- 車両を改良し、性能等確認を受けること
- 既に販売した車両について、不適合箇所を改修する措置を講じること
- 「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」を遵守すること

さらにオンラインマーケットプレイスでは保安基準不適合車両を削除済みであり、また、警察庁、消費者庁及び経済産業省に対して情報提供を行っております。

国土交通省では、引き続き、調査未実施となっている49車種についても性能等確認や市場調査を行ってまいります。

3. 特定原付を購入・使用される皆様へ

インターネットで特定原付を購入する際は、保安基準不適合品にご注意ください。商品説明欄に「公道走行不可」等の記載がなされているものがありますので、よくお確かめください。不適合品の販売情報については、情報提供窓口に通報ください。

保安基準適合性が確認された特定原付の車種一覧、市場サーベイランスに関する詳細及び不適合品の情報提供窓口は、以下のページをご覧ください。

■特定小型原動機付自転車について：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html

<問い合わせ先>

物流・自動車局 技術・環境政策課 久手、島

電話 03-5253-8111（内線 42254）、03-5253-8590（直通）

注)不適合が確認された6車種については、試験車両における主な不適合箇所を記載。

オールジャパン企画 (Yoi-S1)



・前方の左右方向指示器の最内縁の間隔が基準値（24cm以上）を下回る。

・後輪ブレーキの制動距離が基準値（11.5m）を超過している。

Smacircle (S1M)



・前方の方向指示器が前方30mから視認できない。

・前方の方向指示器が、昼間、指示する方向の100m先から点灯を確認できない。

・駐車制動装置が装備されていない。

・車体の安定性不良。

MOBI-BIKE (EXCEED TKG Ver)



・ミラーを含めると幅が60cmを超え、特定小型原付に該当せず、一般原付となる。

・方向指示器の左右の間隔が基準値（前方は最内縁が24cm以上、後方は照明部の中心間隔が15cm以上）を下回る。

・前照灯の取付け位置が基準値（照明部の下縁が地上50cm以上、上縁の高さが地上130cm以下）を下回る。

FUGU(MF-EKRA01S-BK)※1



- ・灯火器類(最高速度表示灯、方向指示器、制動灯)が装備されていない。

※1 一般原動機付自転車として販売していたが、改正道路交通法施行後(令和5年7月以降)、特定小型原動機付自転車に該当

RICH BIT(ES1-Pro)



- ・方向指示器の点滅回数が基準値(60~120回/分)以内でない。

- ・制動灯(尾灯兼用)の明るさが基準値(尾灯の5倍)を下回る。

COSWHEEL(MIRAI T-Lite)



○以下は調査の結果、保安基準に適合していたもの

BIRD(BirdTwo)①※2



BIRD(BirdTwo)②※2



LUUP
(KK-254BJ-WT-4)※3



LUUP
(KK-254BJ-WT)※3



※2 灯火器(方向指示器)が異なる別車種。

※3 スタンド等が異なる別車種。

国土交通省で確認できた
電動キックボード等
81車種

性能等確認済
22車種
※令和5年10月末現在

市場調査（サーベイランス）対象
59車種

不具合情報ホットラインなどの情報提供
をもとに、特に保安基準不適合のおそれ
がある10車種を選定。（残り49車種につ
いても年度内に確認予定）

現車確認試験を実施したもの
10車種（10台）

保安基準不適合が確認されたもの
6車種（6台）

【基準不適合の内容】
①灯火器類の光量不足等：4台
②走行安定性不良：1台
③制動力不足：1台
※赤字は重大と考えられる不適合

◆国土交通省の取組に関するプレス発表
◆基準不適合6車種について
・基準不適合情報をホームページへ掲載

【基準不適合となった6車種について】
◆3車種は既に自主的に対応 ※全て不適合内容①
1車種：車両を改良し、市場措置実施済。
2車種：車両を改良し、性能等確認申請済。
市場措置検討中。
◆残りの3車種への対応 ※不適合内容①②③各1車種
・車両の改良等を指導。
・オンラインマーケットプレイスへ削除を依頼し、
削除済み。
・さらに関係省庁に情報共有し、取締り、
措置命令等に活用。



令和 6 年 1 月 5 日

物流・自動車局車両基準・国際課

物流・自動車局審査・リコール課

自動車からの排出ガスをさらにクリーンにします！

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

ディーゼル乗用車等の排出ガスは、実際に道路を走行する際の排出量を計測して規制（以下「路上排出ガス試験」という。）していますが、今般、国土交通省では、この規制値を大幅に強化するなど、自動車からの排出ガスをさらにクリーン化することに取り組みます。

併せて、物流事業者による多様な車両運行データの取得・活用を通じて、物流ネットワークの「見える化」を促進し、物流の効率化等をさらに進めるため、運行記録計の技術基準を見直します。

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

- (1) ディーゼル乗用車等（軽油を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5 トン以下の自動車）の型式認証における路上排出ガス試験法として、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）で成立した「路上走行時の軽・中量車排出ガスに係る協定規則（規則第 168 号）」を導入します。これに伴い、路上排出ガス試験における窒素酸化物（NOx）の規制値を、試験室内での台上排出ガス試験の規制値の 1.1 倍以内とする強化（従前は 2.0 倍以内）を行います。
- (2) ガソリン・LPG 特殊自動車（ガソリン又は液化石油ガス（LPG）を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるもの）の排出ガス規制値を強化するとともに、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けを義務付けます。
- (3) 運行記録計について、装置のデジタル化等を踏まえ、多様な運行記録の方法を認めるため、速度の情報の取得方法や記録方法などの技術基準を見直します。
- (4) チャイルドシートについて、難燃性要件や幼児の接触できる箇所の材料の安全性要件等を改正します。

2. 公布・施行

公布：令和 6 年（2024 年）1 月 5 日

施行：公布の日（1. (1)については 3 月 26 日）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：山田、志村（1.(1)(2)関係）

山村、藤澤（1.(3)(4)関係）

電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

物流・自動車局 審査・リコール課：福園、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

装置型式指定規則等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全・環境基準について国際的な整合性を図り自動車の安全性・環境性を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 190 回会合において、「路上走行時の軽・中量車排出ガスに係る協定規則（第 168 号）」が新たに採択されたほか、「大型車の制動装置に係る協定規則（第 13 号）」及び「二輪自動車等の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」等の改訂が採択されました。併せて、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」については、電気自動車等の普及に伴い、同規則に基づく自動車の電費性能等に関する認定の活用機会が増えてきたことから、相互承認の対象となる装置を整理することが必要となりました。

また、令和 2 年 8 月の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第 14 次答申）において、ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるもの（以下「ガソリン・LPG 特殊自動車」という。）について、排出ガス規制値を強化するとともに、排出ガス試験サイクルに過渡サイクル等を導入すること及びブローバイ・ガスの大気開放を禁止することが適当であるとされ、令和 6 年末までに措置することとされています。

さらに、車載装置等のデジタル化の状況を踏まえ、運行記録計について、走行速度や走行距離といった情報の取得に用いることができる信号の種類を拡大とともに、車載装置にシステムとして取り込まれており独立した筐体を持たないものを想定した技術基準とすることを検討してきました。

これらを踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行います。

2. 改正の概要

(1) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、自動車の電費性能等に関するもの（「自動車駆動用電力消費装置」等）を追加します。
- ② 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第 168 号に基づく認定に対応するものとして「ディフィートストラテジー防止装置（路上走行時に排出ガス等の発散防止装置の機能が低下することを防止する装置をいう。以下同じ。）」を追加します。

- ③ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 154 号に基づき認定された「自動車駆動用電力消費装置」等を追加します。
- ④ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 168 号に基づき認定された「ディフイートストラテジー防止装置」を追加します。
- ⑤ 協定規則の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号を以下のとおり改めます。

第 13 号第 12 改訂版	⇒	第 13 号第 13 改訂版
第 78 号第 5 改訂版	⇒	第 78 号第 6 改訂版

- ⑥ 法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を定める様式に、型式指定を受けた「ディフイートストラテジー防止装置」に付すことができる特別な表示を追加します。

(2) 共通構造部型式指定規則の一部改正

法第 75 条の 2 第 7 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定共通構造部を構成する特定装置に、2. (1)①の改正内容を追加するほか、所要の改正を行います。

(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

法第 102 条第 4 項及び道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、二輪自動車等の制動装置の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して改めるほか、所要の改正を行います。

(4) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① ディーゼル乗用車等（軽油を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の自動車）の型式認証における路上排出ガス（RDE^{*1}）試験法として、協定規則第 168 号を導入します。これに伴い、路上排出ガス試験により排出される窒素酸化物（NOx）の規制値を、台上排出ガス試験の規制値とほぼ同等（台上排出ガス試験の規制値の 1.1 倍^{*1}）まで大幅に強化します。

^{*1} 車載型排出ガス測定装置（PEMS）の計測誤差分（10%）を考慮した値。
従前は台上排出ガス試験の規制値の 2 倍まで許容。

【適用日】

新 型 車：令和 10 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 10 月 1 日

- ② ガソリン・LPG 特殊自動車の排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC：Large Spark Ignition engines Non-Road Transient Cycle）及び定常試験サイクル（7M-RMC：7 Mode Ramped Modal Cycle）を追加するとともに、排出ガス規制値を下表のとおり強化します。

自動車の種別	試験サイクル	排出ガス規制値（平均値（上限値））[g/kWh]		
		一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)	窒素酸化物 (NOx)
ガソリン・LPG 特殊自動車	LSI-NRTC	15.0	0.60	0.30
	7M-RMC ^{*2}	(20.0)	(0.80)	(0.40)

^{*2} 従前の 7 モード法も選択可能

【適用日】

新 型 車：令和 6 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 9 年 10 月 1 日

- ③ ガソリン・LPG 特殊自動車について、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けを義務付けます。

【適用日】

新 型 車：令和6年10月1日 継続生産車：令和9年10月1日

- ④ 運行記録計について、デジタル式運行記録計が走行速度や走行距離といった情報を取得する際に、車速パルス以外の信号を用いる場合の要件を規定するとともに、車載装置にシステムとして取り込まれている運行記録計も想定した新たな技術基準を設けます。

	従前	改正後	備考
速度データの取得方法	車速パルス	FMS コネクタ*3 等も可	車両側が持つデジタルデータを活用し記録
機器の筐体	筐体を前提	ECU*4 等に組み込まれたものも想定	
車内記録（1年分）	必須	クラウドがあれば不要	通信不成立に備え 24 時間分の車内記録は必要
データ出力端子	必須	Wi-Fi 等があれば不要	

*3 車両運行管理に用いるデータの標準仕様に基づく出力端子（FMS: Fleet Management System）

*4 Electronic Control Unit 電子回路を用いて制御する装置

【適用日】

令和6年1月5日

- ⑤ 年少者用補助乗車装置（いわゆるチャイルドシート）について、引火性（火炎伝播速度）を一定値以下とする難燃性要件を更新及び幼児の接触できる箇所に使用する材料の毒性要件を更新するとともに、衝突時の評価に使用するダミーに適した評価値へ変更します。

【適用日】

令和6年1月5日

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行います。

3. スケジュール

公 布：令和6年1月5日

施 行：公布の日

ただし、ディフューズストラテジー防止装置に係る部分【2. (1)②、④及び⑥、(4)①並びに(5)の一部】は令和6年3月26日施行とします。

幼児用バスにもシートベルトの装備が進みます！

～幼児に適したシートベルトのガイドラインをとりまとめました～

幼児用バスのシートベルトについては、交通事故件数が比較的少ないことや、幼児のシートベルトの脱着に時間がかかることなどから、その開発・実用化が進んでいない状況です。このため、国土交通省では有識者会議の議論を踏まえ、幼児用座席に適したシートベルトの要件をまとめたガイドラインを策定しました。これにより各自動車メーカー等による幼児用のシートベルトの開発・実用化が進められ、安全性がさらに向上することが期待されます。

1. 概要

- (1) 幼児用バスについては、2013年（平成25年）3月に「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」をとりまとめ、座席後面への緩衝材の追加及び座席高さの変更が促進されてきました。この2013年のガイドラインにおいて、シートベルトについては、「幼児用座席に適した座席ベルトを開発し、適切な幼児用座席ベルトの装備を望む使用者が、新車購入時に選択できるようになることを目指す」としてとされていました。
- (2) 昨日開催されました車両安全対策検討会（座長：稲垣敏之 筑波大学学長特別補佐・特命教授）において、これまで議論されてきた「幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトに関するガイドライン」がまとめられました。
- (3) 今後、国土交通省では同ガイドラインに基づき、自動車メーカー及び自動車部品メーカーに、幼児専用車の幼児用座席に適したシートベルトをできるだけ速やかに（2026年度（令和8年度）中を目途に）市場投入するよう要請することとしています。
- (4) これらを通じて、今後、幼児用バスにもシートベルトの装備が進み、更なる安全性向上が期待されます。

2. ガイドライン

（主な要件）※別紙1参照

- ・扱いやすい2点式の巻取り装置付
- ・一般的なシートベルトより小さいサイズと操作力
- ・取付部の強度は一般的なシートベルトと同様
- ・シートバックの対策も合わせて運用

（詳細）

別紙2：幼児用専用車の幼児用座席に適した座席ベルトに関するガイドライン（本文）



<幼児専用車>



<幼児用シートベルトを装着する効果>

※左：シートベルト有り（90°でも乗員保持） 右：シートベルト無し（20°で乗員転落）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：山村、森

電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

経緯

これまでの取組：シートバック（座席背もたれ部）後面への緩衝材の追加、
シートバックの高さ変更

残された課題：幼児に適したシートベルトの開発・実用化



＜幼児専用車＞

＜幼児に適したシートベルトの課題＞

□ 不適切使用防止（肩ベルト・長さ調整）



＜不適切使用例＞

□ 幼児による操作性（自身での脱着）

□ 衝突時/横転時の安全性確保



＜幼児用シートベルトを装着する効果＞

※左：シートベルト有り（90°でも乗員保持）
右：シートベルト無し（20°で乗員転落）

＜対応（ガイドラインが示す主な要件）＞

✓ 扱いやすい**2点式**の巻取り装置付

巻取り装置
(リトラクタ)

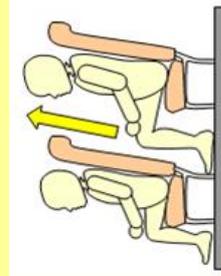
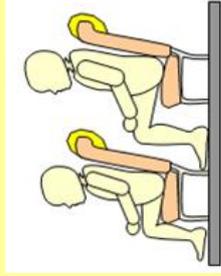


＜ガイドラインで示す幼児用シートベルトの例＞

✓ 一般的なシートベルトより**小さいサイズと操作力**

✓ 取付部の**強度は一般的なシートベルトと同様**

✓ **シートバックの対策**も合わせて運用



＜シートバックの対策＞



令和6年3月29日
物流・自動車局
車両基準・国際課

能登半島地震等を踏まえた自動車の安全・環境基準の適用延期

能登半島地震により車両生産に関連する企業が被災したことなどから、車両生産の遅れが生じており、4月以降順次適用される新基準に適合させることが困難な状況となっているため、特例措置として新基準の適用を延期します。

1. 背景

自動車は、受注から納車まで一定期間を要することから、自動車メーカーは、生産に必要な期間を考慮しながら、自動車を受注しています。今般、能登半島地震により自動車の生産に関連する企業が被災したことなどから生産の遅れが生じており、4月以降順次適用されることとなっていた新基準の適用日までに、受注済みの自動車の生産が完了しない状況が生じていることから、特例措置として本年4月から順次適用される基準の適用日を延期することとします。

2. 改正概要

本年4月1日以降順次継続生産車に適用される以下等の基準について、適用日を本年11月1日に延期するよう「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のための必要な事項を定める告示」の一部を改正します。

延期基準及び当初の適用日（主なもの）

延期基準（新基準の内容）	当初の適用日
空気入りゴムタイヤ（表示義務等）	令和6年4月1日
空気入りゴムタイヤの取付（規制対象拡大）	〃 4月1日
側方衝突警報装置（大型車等への装着義務化）	〃 5月1日
後退時車両直後確認装置（装着義務化）	〃 5月1日
側面衝突時の乗員保護（規制対象拡大）	〃 7月5日
後面衝突時の乗員保護（新規要件適用）	〃 9月1日
水素燃料電池自動車（識別表示義務化等）	〃 9月1日
実走行時での排ガス測定（排出量規制強化）	〃 10月1日

3. スケジュール

公布日 令和6年3月29日
施行日 公布の日

（お問い合わせ先）

物流・自動車局 車両基準・国際課 山村 藤澤

電話：03-5253-8111（内線42532）、03-5253-8602（直通）

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示案について

1. 背景

本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震により、被災した自動車部品メーカーからの部品供給難が発生し、国内メーカーにおける自動車の製作に遅れが生じている。また、海外で主要部分を生産し本邦に輸入後、本邦で製作を完了させる自動車についても、紅海付近の政情不安により昨年末から輸送に遅れが生じている。

これらにより、当初の製作スケジュールが後ろ倒しとなり、4 月 1 日から 10 月 31 日までの期間に順次適用される保安基準（以下「改正保安基準」という。）に適合していない自動車が製作され得る状況となっている。この状況に対処するため、特例措置として所定の自動車への改正保安基準の適用を免除するため、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のための必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号。以下「適用整理告示」という。）を改正する必要がある。

2. 概要

本年 4 月 1 日から 10 月 31 日までの期間に製作される自動車及び同期間に発行された出荷検査証に係る自動車について、改正保安基準（※）の適用を免除するよう適用整理告示の一部を改正する。

（※）改正保安基準（主なもの）

空気入りゴムタイヤ（保安基準第 9 条）
空気入りゴムタイヤの取付（保安基準第 9 条）
側方衝突警報装置（保安基準第 43 条の 9）
後退時車両直後確認装置（保安基準第 44 条の 2）
側面衝突時の乗員保護（保安基準第 15 条等）
後面衝突時の乗員保護（保安基準第 15 条等）
水素燃料電池自動車（保安基準第 15 条等）
実走行時排ガス測定（保安基準第 31 条等）

3. スケジュール

公 布：令和 6 年 3 月 2 9 日

施 行：公布の日

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

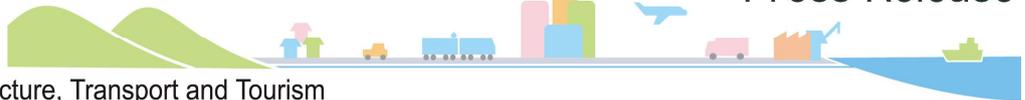
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>記</p> <p>1. ～249. (略)</p> <p><u>250.</u> 適用関係告示第1条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 令和6年3月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車</p> <p>(2) 令和6年3月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車</p> <p>(3) 令和6年3月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車</p> <p>(4) 令和6年3月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車</p> <p>(5) 令和6年3月31日以前に「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日付け自技第239号）に基づき交付を受けた試作車・組立車審査結果通知書に係る自動車</p>	<p>記</p> <p>1. ～249. (略)</p> <p>(新設)</p>

附 則

本改正規定は、公布の日から施行する。

延期となる 適用整理告示の条項	条の見出し	新たな基準の概要	当初の 継続生産車適用日
第5条第5項	走行装置等	空気入ゴムタイヤの車外騒音・ウエット路面上の摩擦力・転がり抵抗に関し、細目告示第一節※1において、協定規則第117号の技術的要件を課す	令和6年4月1日
第5条第11項	走行装置等	空気入ゴムタイヤの装着に関し、細目告示第一節※1において、協定規則第142号の技術的要件を課すとともに、装着されるタイヤについて協定規則第30号、協定規則第54号の技術的要件を課す(適用範囲の拡大)	令和6年4月1日
第51条の5	側方衝突警報装置	車両総重量 8トン超の貨物自動車(被牽引自動車を除く。)に側方衝突警報装置の装着を義務づける。	令和6年5月1日
第52条の2	後退時車両直後確認装置	自動車(二輪自動車等を除く。)に後退時車両直後確認装置(バックカメラ、バックソナー等)の装着を義務づける	令和6年5月1日
第14条第24項	電気装置	サイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートについて協定規則の技術的要件を課す(自動運行装置を備える自動車以外の自動車であって「一号特定改造非対応自動車」以外の自動車)	令和6年7月1日
第14条第25項	電気装置	サイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートについて協定規則の技術的要件を課す(自動運行装置を備える自動車)	令和6年7月1日
第12条第18項	燃料装置	乗用車等に側面衝突時の乗員保護についての協定規則第95号の技術的要件を課す	令和6年7月5日
第14条第30項	電気装置	乗用車等に側面衝突時の乗員保護についての協定規則第95号の技術的要件を課す	令和6年7月5日
第15条第39項	車枠及び車体	乗用車等に側面衝突時の乗員保護についての協定規則第95号の技術的要件を課す	令和6年7月5日
第8条第7項	施錠装置等	二輪自動車等の電子的な施錠装置の電磁両立性について協定規則第10号の技術的要件を課す	令和6年9月1日
第12条第16項	燃料装置	乗用車等に後面衝突時の乗員保護について協定規則第153号の技術的要件を課す	令和6年9月1日
第13条第21項	高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置	乗用車等に後面衝突時の乗員保護について協定規則第153号の技術的要件を課す	令和6年9月1日
第14条第31項	電気装置	乗用車等に後面衝突時の乗員保護について協定規則第153号の技術的要件を課す	令和6年9月1日
第13条第23項	高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置	圧縮水素ガスを燃料とする重量車の車体に識別表示を義務づける	令和6年9月1日
第18条の2第2項	運転者席	乗車定員 10 人未満の乗用車の前面ガラス等に投影される、運転者による認知を支援するための視界アシスタント(FVA: Field of Vision Assistant)情報について、運行中に表示してよいものを運転に関連する情報に限る等の要件を課す	令和6年9月1日
第27条第34項	騒音防止装置	二輪車の騒音規制強化(型式認可時の騒音測定法変更/UNR41の05シリーズ適用)	令和6年9月1日
第28条第178項	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	型式指定時における路上走行時の排出ガス試験を導入し、当該試験により排出される窒素酸化物(NOx)の規制値を台上排出ガス試験による規制値の2倍とする。	令和6年10月1日
第28条第180項	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	3.5トン超の重量車に課しているサイクル試験について電気式ハイブリッド自動車に対応したものに變更	令和6年10月1日



令和 6 年 6 月 7 日

物流・自動車局技術・環境政策課

自動運転の社会実装に係る取組を推進します

特定条件下における完全自動運転である自動運転レベル4の社会実装は、地域の移動の足の不足や担い手の不足の課題への重要な対応策です。そのため、自動運転の新規参入拡大を促し、関係者の裾野を広げるため、初期投資の支援と審査手続の迅速化を進めます。

1. 初期投資支援の実施

令和6年4月5日から5月7日まで公募をしていました、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）において、全国を網羅する形で約100事業を採択することとしました。（別紙1参照。個別の地方公共団体名は、関連する手続きが完了後、速やかに公表いたします。）

2. 自動運転の審査手続の迅速化

国土交通省は、警察庁・経済産業省と連携して、審査手続の迅速化のため、「自動運転の審査手続に必要な透明性・公平性を確保するための取組」として

- ① 国によるサポート体制の構築
 - ② 審査内容、手続及び様式等の明確化
 - ③ 過去の審査事例の公表・共有等による審査の円滑化
- に係る取組をとりまとめました。

これらの取組とデジタル化の徹底により、自動運転に係る審査・行政手続について、2ヶ月の完了を目指します。（別紙2参照）

本取組の本文については、以下の国土交通省ウェブサイトからご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000045.html

（問い合わせ先）

物流・自動車局技術・環境政策課 林・磯・浅沼

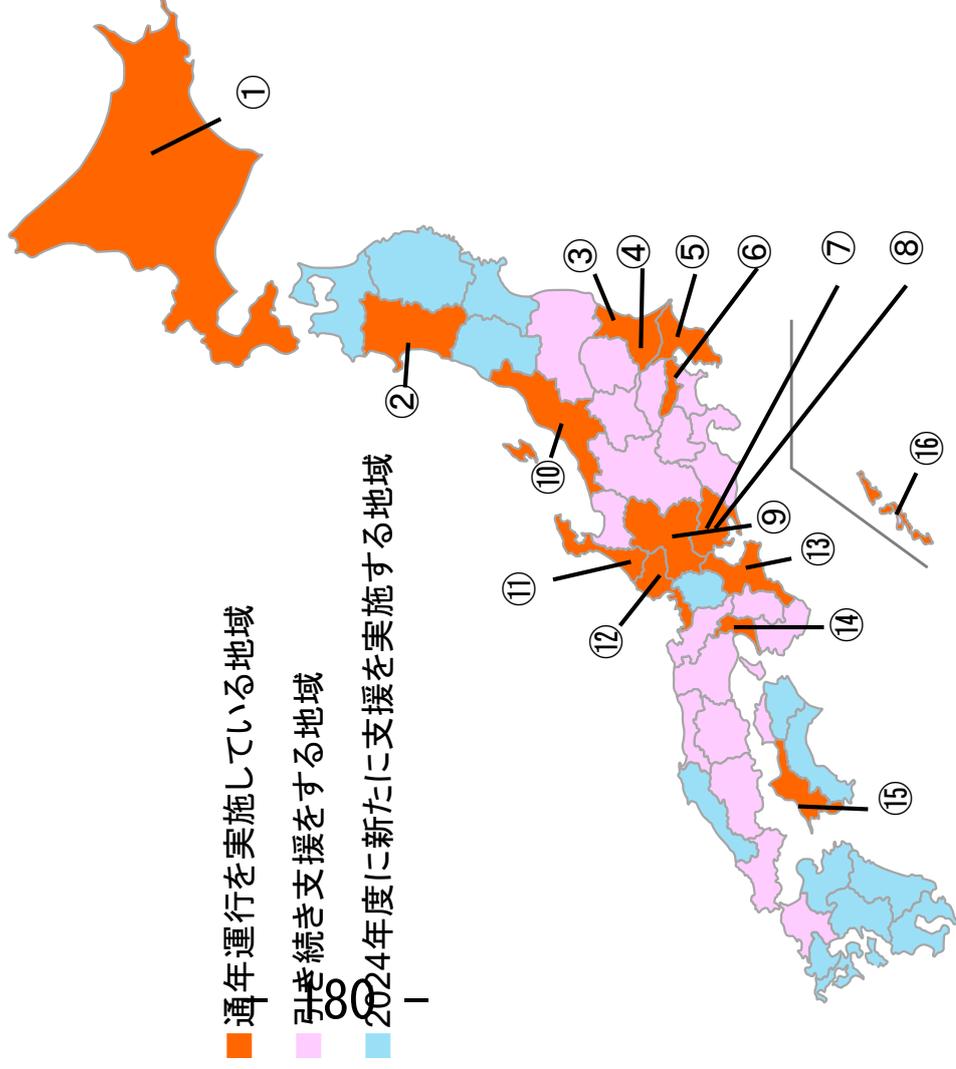
代表：03-5253-8111（内線 42255）

直通：03-5253-8592

自動運転に係る全都道府県での初期投資支援に係る取組

別紙1

- 補助事業等を通じて、5月1日時点で、16カ所で一般道での通年運行事業を実施。
- 今年度においては、これまでの継続事業を含め、全都道府県で計99件を採択。(内26件は通年運行を予定。)
- 一般道の自動運転について、2024年度に約100カ所で計画・運行を行い、2025年度に全都道府県での通年運行の計画策定又は実施を目指す。
- この事業を通じて、全国での自動運転の社会実装・事業化を推進する。



小型EVバスを用いた自動運転

- 特徴・・・混在空間、40km/h以下
- 通年運行実施自治体
 - ⑤千葉県横芝光町
 - ⑪石川県小松市
- 2024年度採択件数 33件



ハンドルがない車両を用いた自動運転

- 特徴・・・混在空間、12km/h以下
- 通年運行実施自治体
 - ①北海道士幌町
 - ③茨城県常陸太田市
 - ④茨城県境町
 - ⑥東京都大田区
 - ⑧愛知県日進市
 - ⑨岐阜県岐阜市
 - ⑩新潟県弥彦村
 - ⑬三重県多気町
 - ⑮愛媛県伊予市
- 2024年度採択件数 28件




小型カーポートを用いた自動運転

- 特徴・・・交通量の少ない又限定空間を走行、12km/h以下
- 通年運行実施自治体
 - ②秋田県上小阿仁村
 - ⑦愛知県春日井市
 - ⑫福井県永平寺町
 - ⑭大阪府河内長野市
 - ⑯沖縄県北谷町
- 2024年度採択件数 7件



※⑫はレベル4、それ以外はレベル2からレベル4へ順次移行を予定している案件

自動運転の審査に必要な手続の透明性・公平性を確保するための取組

別紙2

自動運転に対する期待

➤ 地域公共交通の維持・改善やドライバー不足の解消のためには、自動運転の実現が強く期待。

自動運転の社会実装にむけた課題

- 自動運転の安全性を確保するための審査が専門的であり、行政手続が長期化。
- あらゆる地域での新規参入を促すことにより、関係者の裾野を広げることが必要。
- そのため、体系的で分かりやすく審査手続の内容を説明するなど、取組環境を整える必要

自動運転の審査手続に係る課題

審査手続が
！ 専門的

181

行政手続が
長期化

新規参入が
しにくい

取組

① 国によるサポート体制の構築

- 伴走型できめ細かく支援
- 国土交通本省及び警察庁が主導して、審査手続を迅速に実施。

② 審査内容、手続及び様式等の明確化

- (車両法) 安全確保ガイドラインの策定（車両性能等の説明様式の明確化等）
- (道交法) 特定自動運行に係る申請書類の記載事項、審査の着眼点の明確化
- 新規参入者でも申請が容易化

③ 過去の審査事例の公表・共有等による審査の円滑化

- 過去事例の審査結果の活用による手続の短縮や、
現地審査のオンライン化

取組の結果

✓ 事業者の行政手続に係る負担を軽減

✓ 行政側の審査・行政手続を短縮

約11ヶ月かかっていた
審査・行政手続について、
デジタル化を徹底して、
2ヶ月の完了を目指す

上記「取組」の実施及び新規参入を促進することにより、自動運転の普及に向けた好循環を確保。

地域限定型の無人自動運転移動サービスの全国展開・実装を促進
(25年度目途)50か所程度 (27年度まで)100か所以上



令和 6 年 7 月 5 日

物流・自動車局

技術・環境政策課

地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転社会実装推進事業) の公募結果について

自動運転は、人手不足など地域公共交通が直面する課題に対応する手段の一つとして期待されております。その実現に向けて、国土交通省では、地方公共団体が地域づくりの一環として行うバスサービス等の自動運転に係る事業に対して補助を行っております。

本年は、令和 6 年 4 月 5 日から令和 6 年 5 月 7 日まで公募を実施し、地方公共団体から申請のあった事業のうち、99 事業について事業対象として交付決定を行いましたのでお知らせいたします。国土交通省としましては、本事業等を通じて、引き続き、自動運転の社会実装に向けて取り組んでまいります。

・ 交付決定を行った地方公共団体

別紙資料に記載のある地方公共団体

(問い合わせ先)

物流・自動車局技術・環境政策課 家邊・磯

代表：03-5253-8111 (内線 42255)

直通：03-5253-8592

- | | | | | | |
|----|----------|----|----------|----|-----------|
| 1 | 北海道帯広市 | 34 | 石川県小松市 | 67 | 大阪府四條畷市 |
| 2 | 北海道上士幌町 | 35 | 福井県永平寺町 | 68 | 兵庫県養父市 |
| 3 | 北海道利尻富士町 | 36 | 福井県越前市 | 69 | 兵庫県三田市 |
| 4 | 北海道苫小牧市 | 37 | 山梨県富士吉田市 | 70 | 奈良県 |
| 5 | 北海道当別町 | 38 | 山梨県甲斐市 | 71 | 奈良県 |
| 6 | 北海道千歳市 | 39 | 長野県塩尻市 | 72 | 奈良県宇陀市 |
| 7 | 北海道網走市 | 40 | 岐阜県 | 73 | 和歌山県和歌山市 |
| 8 | 青森県 | 41 | 岐阜県岐阜市 | 74 | 鳥取県鳥取市 |
| 9 | 岩手県釜石市 | 42 | 岐阜県中津川市 | 75 | 島根県美郷町 |
| 10 | 宮城県仙台市 | 43 | 静岡県浜松市 | 76 | 岡山県備前市 |
| 11 | 秋田県上小阿仁村 | 44 | 静岡県静岡市 | 77 | 広島県東広島市 |
| 12 | 秋田県大館市 | 45 | 静岡県沼津市 | 78 | 広島県福山市 |
| 13 | 山形県長井市 | 46 | 愛知県 | 79 | 山口県 |
| 14 | 福島県田村市 | 47 | 愛知県日進市 | 80 | 徳島県那賀町 |
| 15 | 福島県磐梯町 | 48 | 愛知県安城市 | 81 | 香川県土庄町 |
| 16 | 茨城県日立市 | 49 | 愛知県小牧市 | 82 | 香川県三豊市 |
| 17 | 茨城県常陸太田市 | 50 | 愛知県岡崎市 | 83 | 香川県高松市 |
| 18 | 茨城県境町 | 51 | 愛知県常滑市 | 84 | 愛媛県松山市 |
| 19 | 栃木県 | 52 | 愛知県豊橋市 | 85 | 愛媛県伊予市 |
| 20 | 群馬県前橋市 | 53 | 愛知県春日井市 | 86 | 高知県 |
| 21 | 群馬県渋川市 | 54 | 愛知県名古屋市 | 87 | 福岡県北九州市 |
| 22 | 埼玉県深谷市 | 55 | 三重県多気町 | 88 | 福岡県宗像市 |
| 23 | 埼玉県和光市 | 56 | 三重県桑名市 | 89 | 佐賀県 |
| 24 | 千葉県横芝光町 | 57 | 三重県伊勢市 | 90 | 長崎県 |
| 25 | 千葉県松戸市 | 58 | 三重県明和町 | 91 | 熊本県熊本市 |
| 26 | 東京都 | 59 | 滋賀県 | 92 | 熊本県宇城市 |
| 27 | 東京都 | 60 | 京都府 | 93 | 大分県佐伯市 |
| 28 | 東京都大田区 | 61 | 京都府 | 94 | 宮崎県西都市 |
| 29 | 神奈川県川崎市 | 62 | 京都府宮津市 | 95 | 鹿児島県南さつま市 |
| 30 | 神奈川県平塚市 | 63 | 大阪府大阪市 | 96 | 沖縄県 |
| 31 | 新潟県弥彦村 | 64 | 大阪府大阪市 | 97 | 沖縄県豊見城市 |
| 32 | 新潟県佐渡市 | 65 | 大阪府大阪市 | 98 | 沖縄県石垣市 |
| 33 | 富山県富山市 | 66 | 大阪府河内長野市 | 99 | 沖縄県南城市 |

大型車に事故時の車両情報の計測・記録装置が搭載されます！

～道路運送車両の保安基準等の一部改正について～

大型車の事故時の車両情報を分析しより安全な車両の導入や安全装置の開発を促進するため、事故時のデータを記録する事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）を備えることとします。

1. 主な改正の概要（詳細は別紙1参照）

- (1) 大型車の事故時の車両情報（加速度、ステアリング操作、衝突被害軽減ブレーキの作動状態等）を記録するために備える EDR^{※1} について、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、その記録性能等の要件を定めた国連基準が成立しました。これを踏まえ、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）を対象として、令和 8 年 12 月以降の新型車より段階的に、EDR を備えることとします^{※2}。

（EDR の作動イメージ）



※ 1 EDR は事故直前の加速度などの車両の挙動や装置の状態に関するデータ等を記録するものであり、車両周辺や車内の映像等を記録するドライブレコーダーとは異なります。

※ 2 乗用車等の小型車は、既に国連基準に適合した EDR を備えることとされています。

- (2) その他 WP.29 における国連基準の成立及び改正を踏まえ、以下の改正を行います。
- ① バス（乗車定員 10 人以上の乗用車）にビルトイン型（座席一体型）のチャイルドシートを備える場合には、従来のチャイルドシートと同等の乗員保護性能を確保する構造にすること等の要件を満たさなければならないこととします。
 - ② ヘッドレストを備える場合には、その座席位置にかかわらず、運転席に備えるものと同等の乗員保護性能を確保する構造にすること等の要件を満たさなければならないこととします。

2. 公布・施行

公布：令和6年（2024年）6月14日

施行：令和6年（2024年）6月15日（1. (1)及び(2)①については6月20日）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：山村、稲吉

電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める 告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全・環境基準について国際的な整合性を図り自動車の安全性・環境性を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 191 回会合において、「大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則（第 169 号）」及び「バスの座席一体型年少者補助乗車装置に係る協定規則（第 170 号）」が新たに採択されたほか、「シート及びシートアンカーに係る協定規則（第 17 号）」等の改訂が採択されました。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行います。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準の一部改正及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① 事故時の車両に関する情報（加速度、ステアリング操作、衝突被害軽減ブレーキの作動状態等）を記録するために備える事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）においても、協定規則第 169 号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たす EDR を備えなければならないこととします。

【主な要件】

（別紙 2 参照）

【適用日】

新型車：令和 8 年 12 月 1 日　　継続生産車：令和 11 年 12 月 1 日

- ② バス（乗車定員 10 人以上の乗用車）にビルトイン型（座席一体型）の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないこととします。

【主な要件】

・ラベル等により使用上の制限を表示すること

- ・バスの座席を前提として協定規則で定められた試験条件において、従来のチャイルドシート（ビルトイン型ではない取り外し可能なもの）と同等の乗員保護性能を確保すること

【適用日】

令和6年6月20日

（バスに備える座席一体型チャイルドシートの例）



※国連の専門家会議における海外メーカー発表資料より
協定規則第170号への適合が確認されたものではない

- ③ 自動車の前向き座席に頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）を備える場合には、その座席位置にかかわらず、協定規則第17号（シート及びシートアンカーに係る協定規則）に定める運転席等に備える頭部後傾抑止装置と同等の要件を満たさなければならないこととします。

【主な要件】

（運転席等に備えるヘッドレストに同じ）

【適用日】

令和8年9月1日

- ④ 協定規則の改訂に伴い、保安基準において引用する協定規則の番号を以下のとおり改めます。

第16号第8改訂版	⇒	第16号第9改訂版
第17号第10改訂版	⇒	第17号第11改訂版
第53号第3改訂版	⇒	第53号第4改訂版
第94号第4改訂版	⇒	第94号第5改訂版
第95号第5改訂版	⇒	第95号第6改訂版
第129号第3改訂版	⇒	第129号第4改訂版
第134号改訂版	⇒	第134号第2改訂版
第137号第2改訂版	⇒	第137号第3改訂版
第145号	⇒	第145号改訂版
第160号改訂版	⇒	第160号第2改訂版

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① 協定規則の改訂に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の番号を上記の(1)④と同様に改めます。
- ② 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第169号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」（大型車用のもの。以下同じ。）及び協定規則第170号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」（バス用のもの。以下同じ。）を追加しま

す。

- ③ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 169 号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」及び協定規則第 170 号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」を追加します。
- ④ 法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を付すことができる特定装置として、協定規則第 169 号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」及び協定規則第 170 号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」を追加します。

(3) 共通構造部型式指定規則の一部改正

協定規則第 0 号の改訂に伴い、共通構造部型式指定規則において引用する協定規則に第 0 号第 6 改訂版を加えるほか、所要の改正を行います。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

協定規則第 169 号の新規採択に伴い、「大型車用事故情報計測・記録装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定するほか、所要の改正を行います。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する省令及び告示の規定について所要の改正を行います。

3. スケジュール

公 布：令和 6 年 6 月 14 日

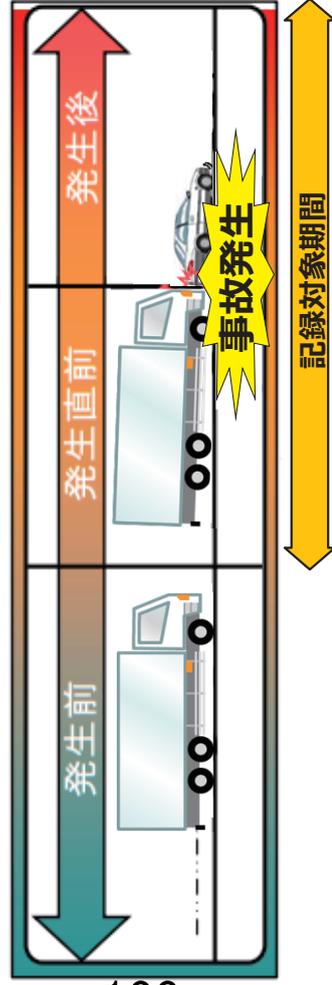
施 行：令和 6 年 6 月 15 日

ただし、2. (1)①及び②、(2)②、③及び④並びに(5)の一部は令和 6 年 6 月 20 日施行とします。

概要・基準改正経緯

- ✓ **EDR(イベント・データ・レコーダー)**とは、**事故時に車両の制御等に関する情報** (加速度、安全装置の作動状態等) **を記録する事故情報計測・記録装置**。
- ✓ **日本が国連の専門家会議の共同議長を務めながら議論を主導**。
- ✓ **令和5年11月に国連協定新規則として合意、令和6年6月に発効**。

大型車EDRの作動イメージ



【作動のメカニズム】

- ① 事故発生前より加速度等の情報を記録
- ② 事故発生に伴う急減速や車両停止等を感じ
- ③ 事故発生直前～事故発生後の決められた時間 (上図矢印の期間) の加速度等の情報をEDR内部に記録

【作動トリガー】

以下のいずれかの作動トリガーを感じた場合に事故時の車両の制御等に関する情報を記録

- 急減速：一定レベル以上の急減速を検知
- 車両停止：車両が完全に停止※1
- 安全装置作動：エアバッグ、ABS (アンチロック・ブレーキシステム)、AEBS (衝突被害軽減ブレーキシステム) 等の作動

※1 一定時間以上停止、エンジン停止等の条件を満たす場合に限る。

大型車EDR記録情報等の特徴

- 事故発生に伴う急減速や車両停止等を作動トリガーとして、以下の内容等を正確に記録※2。

記録情報の内容 (一部抜粋)	記録時間 [秒] (事故発生時を0秒とする)
① 加速度	-20～10
② 車両速度	-20～10
③ アクセル・ブレーキ・ステアリング操作	-20～10
④ シートベルト着用有無	-1.0
⑤ 衝突被害軽減ブレーキの作動状態	-20～10
⑥ 自動操舵機能の作動状態	-20～10

※2 事故直前の加速度など車両の挙動や装置の状態に関するデータ等を記録するものであり、車両周辺や車内の映像等を記録するドライブレコーダーとは異なる。

対象車種

バス、トラック等の大型車

国連の車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)の概要

1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

令和6年(2024年)6月現在、61か国、1地域が加入。

日本は、平成10年(1998年)11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン、ウガンダ、フィリピン、アンドラ、ベトナム、キルギス

(下線はEU加盟国、□はアジア諸国)

3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則(以下「国連規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ、中国等が参加している。

(2) 令和6年(2024年)6月現在、172の国連規則(基準)が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する国連規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した国連規則について、当該国連規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E43:日本の場合)と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該国連規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和6年(2024年)6月現在、乗用車の制動装置、警音器等の105の国連規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和6年6月現在

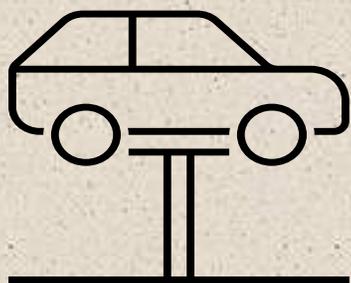
No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
0	国際的な車両認証制度	61	外部突起(商用車)	123	配光可変型前照灯
1	前照灯	62	施錠装置(二輪車)	124	乗用車ホイール
2	前照灯白熱球	63	騒音(モペット)	125	直接視界(乗用車)
3	反射器	64	応急用予備走行装置	126	客室と荷室の仕切り
4	後部番号灯	65	特殊警告灯	127	歩行者保護
5	シールドビーム前照灯	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	128	LED光源
6	方向指示器	67	LPG車用装置	129	新幼児拘束装置
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	68	最高速度測定法	130	車線逸脱警報装置
8	ハロゲン前照灯	69	低速車の後部表示板	131	衝突被害軽減制動制御装置
9	騒音(三輪車)	70	大型車後部反射器	132	排ガスレトロフィット
10	電波妨害抑制装置	71	農耕用トラクタの視界	133	リサイクル
11	ドアラッチ及びヒンジ	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	134	水素燃料電池自動車
12	ステアリング機構	73	大型車側面保護	135	ポール側面衝突時の乗員保護
13	制動装置	74	灯火器の取付(モペット)	136	電気自動車(二輪車)
13H	制動装置(乗用車)	75	タイヤ(二輪車、モペット)	137	フルラップ前突時乗員保護
14	シートベルト・アンカレッジ	76	前照灯(モペット)	138	車両接近通報装置
15	排出ガス規制	77	駐車灯	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
16	シートベルト	78	制動装置(二・三輪車、モペット)	140	ESC(横滑り防止装置)
17	シート及びシートアンカー	79	かじ取装置	141	タイヤ空気圧監視装置
18	施錠装置(四輪車)	80	シート(大型車)	142	タイヤ取付
19	前部霧灯	81	後写鏡(二輪車)	143	重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	82	ハロゲン前照灯(モペット)	144	事故自動緊急通報装置
21	内部突起	83	燃料要件別排出ガス規制	145	年少者用補助乗車装置取付具
22	ヘルメット及びバイザー	84	燃費測定法	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
23	後退灯	85	馬力測定法	147	連結装置(農耕用)
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	148	信号灯火に係る規則
25	ヘッドレスト	87	デイトイランニングランプ	149	照射灯火に係る規則
26	外部突起(乗用車)	88	反射タイヤ(モペット、自転車)	150	反射器に係る規則
27	停止表示器材	89	速度制限装置	151	側方衝突警報装置
28	警音器	90	交換用ブレーキライニング	152	衝突被害軽減制動制御装置
29	商用車運転席乗員の保護	91	側方灯	153	後面衝突における燃料漏れ及び電気安全
30	タイヤ(乗用車)	92	交換用消音器(二輪車)	154	軽・中量車の世界統一排出ガス測定法
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	93	フロントアンダーランププロテクタ	155	サイバーセキュリティ
32	後部衝突における車両挙動	94	オフセット前突時乗員保護	156	ソフトウェアアップデート
33	前方衝突における車両挙動	95	側突時乗員保護	157	自動車線維持機能
34	車両火災の防止	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)	158	後退時車両直後確認装置
35	フットコントロール類の配列	97	警報装置及びイモビライザ	159	低速走行時前方衝突警報装置
36	バスの構造(1階建て)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)	160	事故情報計測・記録装置
37	白熱電球	99	ガスディスチャージ光源	161	施錠装置
38	後部霧灯	100	電気自動車	162	イモビライザ
39	スピードメーター	101	乗用車のCO2排出量と燃費	163	盗難発生警報装置
40	排出ガス規制(二輪車)	102	連結装置	164	スタッドレッドタイヤ
41	騒音(二輪車)	103	交換用触媒	165	車両後退通報装置
42	バンパー	104	大型車用反射材	166	直前直左右確認装置
43	窓ガラス	105	危険物輸送車両構造	167	大型車の直接視界
44	幼児拘束装置	106	タイヤ(農耕用トラクタ)	168	路上走行時の軽・中量車排出ガス測定法
45	ヘッドランプ・クリーナー	107	バスの構造(2階建て含む)	169	大型車用事故情報計測・記録装置
46	後写鏡	108	再生タイヤ	170	バスの座席一体型年少者用補助乗車装置
47	排出ガス規制(モペット)	109	再生タイヤ(商用車)		
48	灯火器の取付け	110	CNG・LNG自動車		
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	111	タンク自動車のロールオーバー		
50	灯火器(二輪車、モペット)	112	非対称配光型ヘッドランプの配光		
51	騒音	113	対称配光型ヘッドランプの配光		
52	小型バスの構造(1階建て)	114	後付エアバック		
53	灯火器の取付け(二輪車)	115	CNG、LPGレトロフィットシステム		
54	タイヤ(商用車)	116	盗難防止装置		
55	車両用連結装置	117	タイヤ単体騒音		
56	前照灯(モペット)	118	バス内装難燃化		
57	前照灯(二輪車)	119	コーナリングランプ		
58	突入防止装置	120	ノロード馬力測定法		
59	交換用消音器	121	コントロール・フェルテール		
60	コントロール類の表示(二輪車、モペット)	122	ヒーティングシステム規則		

採用済

指定整備事業者の皆様へ



自動車保有関係手続の
ワンストップサービス



継続 検査



記録事務代行サービスにより OSS申請が便利に

OSSのメリット

✓ 運輸支局に訪れる必要がありません！

※記録事務代行サービスを利用した申請に限ります

✓ 窓口申請よりも手数料(検査)がお得！

窓口申請：1,800円 ⇒ OSS申請：1,600円

OSS申請の流れ

記録等事務代行制度

記録等事務代行者



記録等事務代行アプリ

ICタグ(電子車検証)の記録

検査標章の印刷

①OSS申請
【来訪不要】

運輸支局等



②車検証の更新

③処理可能通知



車検依頼

車検完了

ユーザ



ピッ



国土交通省

191 OSS申請・詳細はポータルサイトから

自動車 OSS

<https://www.oss.mlit.go.jp>





自動車保有関係手続の ワンストップサービス



よくあるお問合せ

1 OSS申請のために準備しておくことはありますか？

- ▶ パソコン（インターネット環境が必要）とICカードリーダーが必要です。顧客のマイナンバーカードも利用できます。また、書類を読み込むスキャナが必要な場合もあります。

2 OSS申請に際して、手数料・重量税はどのように支払うのですか？

- ▶ 印紙によるお支払いではなく、ATM、インターネットバンキング等によるお支払いとなります。

3 OSS申請をまとめて申請することはできますか？

- ▶ 可能です。一括利用者システム（大量申請者向けの申請補助システム）を活用することで、効率的に申請ができます。

記録等事務代行制度の特定記録等事務代行者とは？

- ▶ 記録等事務代行制度とは、車検証への記録等に関する事務を国土交通大臣が一定の要件を備える者へ委託する制度です。
- ▶ 特定記録等事務代行者とは、継続検査にかかる車検証情報の書き換えを実施できます。
このため、運輸支局等への来訪が不要となります。



記録等事務代行ポータル

【お問合せについて】



詳しくはポータルサイト
をご覧ください。



チャットボット
で調べる





自動車保有関係手続の ワンストップサービス

ワンストップサービス (OSS) とは

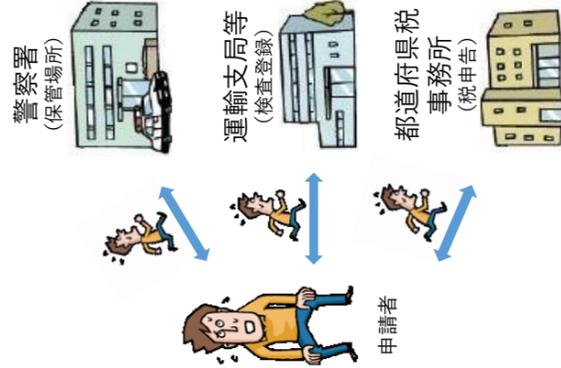
自動車保有関係の手続きをオンラインで行うことができます

- 自動車を保有するためには複数の行政機関に対して多くの手続きを行う必要があります。 ※1
- これらの手続きをインターネット上で、一括して行うことが可能です。 ※2

OSSのメリット

- ※3 申請・納付手続きのため、各行政機関を訪れる必要がありません。
- いつでも申請が可能です。(24時間365日申請可能)

窓口で申請



申請・納付手続きのため、各機関を訪れる必要があります

- ※1:申請 (検査登録、保管場所証明申請等)、納付 (検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、自動車税 (種別割・環境性能割)、自動車重量税等)
- ※2:軽自動車 (四輪、三輪) では「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス」が一部手続で利用できます。OSS対象車種は、運輸支局等の取扱業務のうち小型二輪車や軽二輪車を除きます (その他対象外があります。詳細はOSSポータルサイトをご確認ください)。
- ※3:手続き完了後、原則、車検証やナンバープレート等の受取りに運輸支局等へ出向く必要があります。また、印鑑証明書及び実印を目視確認する場合等、申請に必要な書類を運輸支局等へ持ち込んで頂く場合があります。



国土交通省



OSS申請・詳細はポータルサイトから

自動車 OSS

<https://www.oss.mlit.go.jp>



自動車保有関係手続の ワンストップサービス

よくあるお問合せ

1 どのような手続きが利用できますか？

- 主に、新車購入時の「新規登録」、住所や氏名変更時の「変更登録」、名義変更時の「移転登録」、廃車時の「抹消登録」、車検時の「継続検査」が可能です。

2 マイナンバーカードを利用してOSS申請は可能ですか？

- 個人の申請の場合は、マイナンバーカードが利用できます。
- 法人の申請の場合は、商業登記認証局より発行された電子証明書などが利用できます。

3 OSS申請のために準備しておくことはありますか？

- パソコン (インターネット環境が必要) とICカードリーダーが必要です。ICカードリーダーの代わりに、マイナンバーカードが読み取り可能なスマートフォンでも利用できます。また、書類を読み込むスキャナが必要な場合もあります。

4 OSS申請を利用する際に、利用料金はかかりますか？

- OSSの利用料は無料ですが、申請時の税金や手数料等の支払いは必要です。支払い方法は、ATM・インターネットバンキング・クレジットカード等による電子納付となります。

【お問合せについて】

詳しくはポータルサイトを
ご覧ください。



チャットボット
で調べる





新車新規登録は、 OSS申請が便利です

OSSメリット

警察署へ出向く必要はありません！

保管場所標章の受取りは郵送も可能

書類管理の手間が削減！

窓口申請よりも手数料(検査登録)がお得！

窓口申請：2,800円 ⇒ OSS申請：2,200円
(新車新規登録の場合)

OSS申請の流れ



よくあるお問合せ

1 OSS申請のために準備しておくことはありますか？

- ▶ パソコンとICカードリーダーが必要です。顧客のマイナンバーカードも利用できます。また、書類を読み込むスキャナが必要な場合もあります。

2 どのような手続きが利用できますか？

- ▶ 主に、新車購入時の「新規登録」、住所や氏名変更時の「変更登録」、名義変更時の「移転登録」、廃車時の「抹消登録」、車検時の「継続検査」が可能です。

3 OSSの対象車種は？

- ▶ 運輸支局等の取扱業務のうち、小型二輪車や軽二輪車を除きます（その他対象外があります。）。
- ▶ なお、軽自動車（四輪、三輪）の新車新規検査、継続検査は、「軽自動車ワンストップサービス」が利用できます。

4 顧客のマイナンバーカードを利用するメリットはありますか？

- ▶ 顧客のマイナンバーカードを利用して申請すれば、印鑑証明書の必要がなく、また、紙の委任状の取り扱いも不要となるため、運輸支局へ書類の持ち込みがなくなります。

【お問合せについて】



詳しくはポータルサイトを
ご覧ください。



チャットボット
で調べる



行政書士の皆様へ

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス



OSS申請が便利です

OSSのメリット

- ✓ 資格者代理人申請※を使うと運輸支局等へ出向く回数が一回になります。
- ✓ 保管場所標章の受取りを郵送にすれば、警察署へ出向く必要がなくなります。
- ✓ 記録等事務代行制度により窓口へ出向く必要がなくなります。（電子車検証の券面に変更がない申請に限る）

出頭回数 が削減

手数料 がお得

- ✓ 窓口申請よりも手数料(検査登録)が安価！

窓口申請：2,800円

OSS申請：2,200円

(新車新規登録の場合)

事務処理 の軽減

- ✓ 書類管理の手間が削減！
- ✓ 現金払いが不要(印紙等の購入・貼付も不要)

※OSSにおいて行政書士のみ可能な申請方法。ただし新車新規登録に限ります。



国土交通省



OSS申請・詳細はポータルサイトから

自動車 OSS

<https://www.oss.mlit.go.jp>



自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

よくあるお問合せ

1 どのような手続が利用できますか？

- ▶ 主に、新車購入時の「新規登録」、住所や氏名変更時の「変更登録」、名義変更時の「移転登録」、廃車時の「抹消登録」、車検時の「継続検査」が可能です。

2 OSS申請のために準備しておくことはありますか？

- ▶ パソコン（インターネット環境）とICカードリーダーが必要です。顧客のマイナンバーカードも利用できます。また、書類を読み込むスキャナが必要な場合もあります。

3 OSS申請をまとめて申請することはできますか？

- ▶ 可能です。一括利用者システム（大量申請者向けの申請補助システム）を活用することで、効率的に申請ができます。

4 記録等事務代行者になりたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

- ▶ 記録等事務代行者になるには運輸支局長等の承認を受ける必要があります。詳細は運輸支局等にお問合せください。

記録等事務代行者とは？

- ▶ 記録等事務代行者とは、車検証への記録等に関する事務を国土交通大臣から一定の要件を備える者としての委託を受けた者です。
- ▶ 委託を受けると、変更登録等や継続検査にかかる車検証情報の書き換えを行政書士事務所等において実施できるため、運輸支局等への来訪が不要となります。

【お問合せについて】



詳しくはポータルサイトを
ご覧ください。



チャットボット
で調べる





自動車保有関係手続の
ワンストップサービス
中古車販売店の皆様へ



オンライン申請
が便利！



自動車保有関係手続の
ワンストップサービス



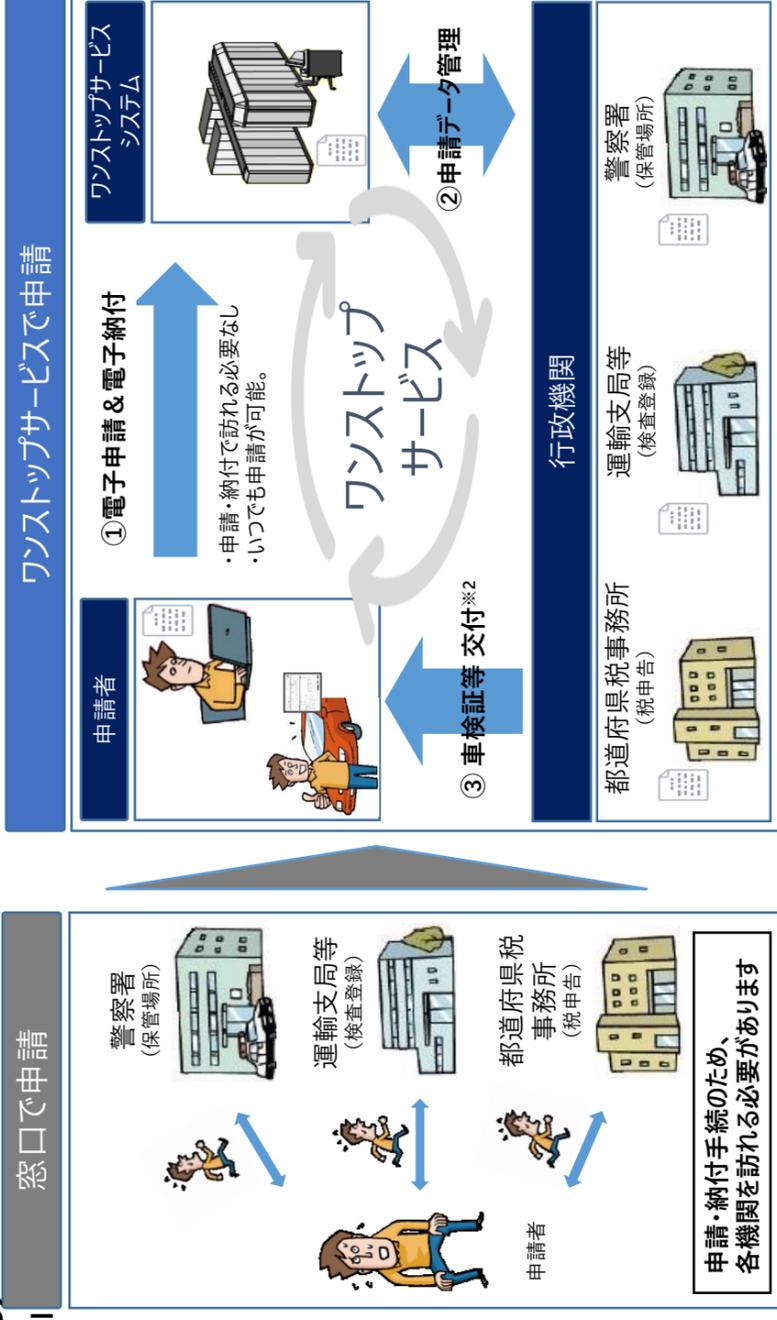
中古車の手続き※1は、 オンライン申請が便利です！

OSSのメリット

- ✔ 申請代理人が効率的に申請できます！
(行政書士)
- ✔ 書類管理の手間が削減されます。

ワンストップサービス (OSS) とは

自動車保有関係の手続きをオンラインで一括で行うことができるサービスです



※1: 中古車新規登録 (一時抹消登録を受けた自動車を再度利用するときに必要となる手続) や移転登録 (売買によって名義変更が必要となった場合に行う手続き) など
※2: 手続き完了後、原則、車検証やナンバープレート等の受取りに運輸支局等へ出向く必要があります。また、申請に必要な書類を運輸支局等へ持ち込んで頂く場合があります。



OSS申請・詳細はポータルサイトから
自動車 OSS
<https://www.oss.mlit.go.jp>

よくある問合せ

1 OSSではどのような手続が利用できますか？

➢ 主に、新車・中古車購入時の「新規登録」、住所や氏名変更時の「変更登録」、名義変更時の「移転登録」、廃車時の「抹消登録」、車検時の「継続検査」が可能です。

2 OSSの対象車種は？

➢ 運輸支局等の取扱業務のうち、小型二輪車や軽二輪車を除きます (その他対象外となる場合があります。詳細は OSSポータルサイトをご確認ください)。

➢ なお、軽自動車 (四輪、三輪) の一部手続 (新車新規検査、継続検査) は、「軽自動車ワンストップサービス」が利用できます。

3 顧客のマイナンバーカードを利用するメリットはありますか？

➢ 顧客のマイナンバーカードを利用して申請すれば、印鑑証明書の必要がなく、また、紙の委任状の取り扱いも不要となるため、運輸支局へ書類の持ち込みがなくなります。

※ 申請 (検査登録、保管場所証明申請等)、納付 (検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、自動車税 (種別割・環境性能割)、自動車重量税等)

【お問合せについて】

詳しくはポータルサイトを
ご覧ください。



チャットボット
で調べる



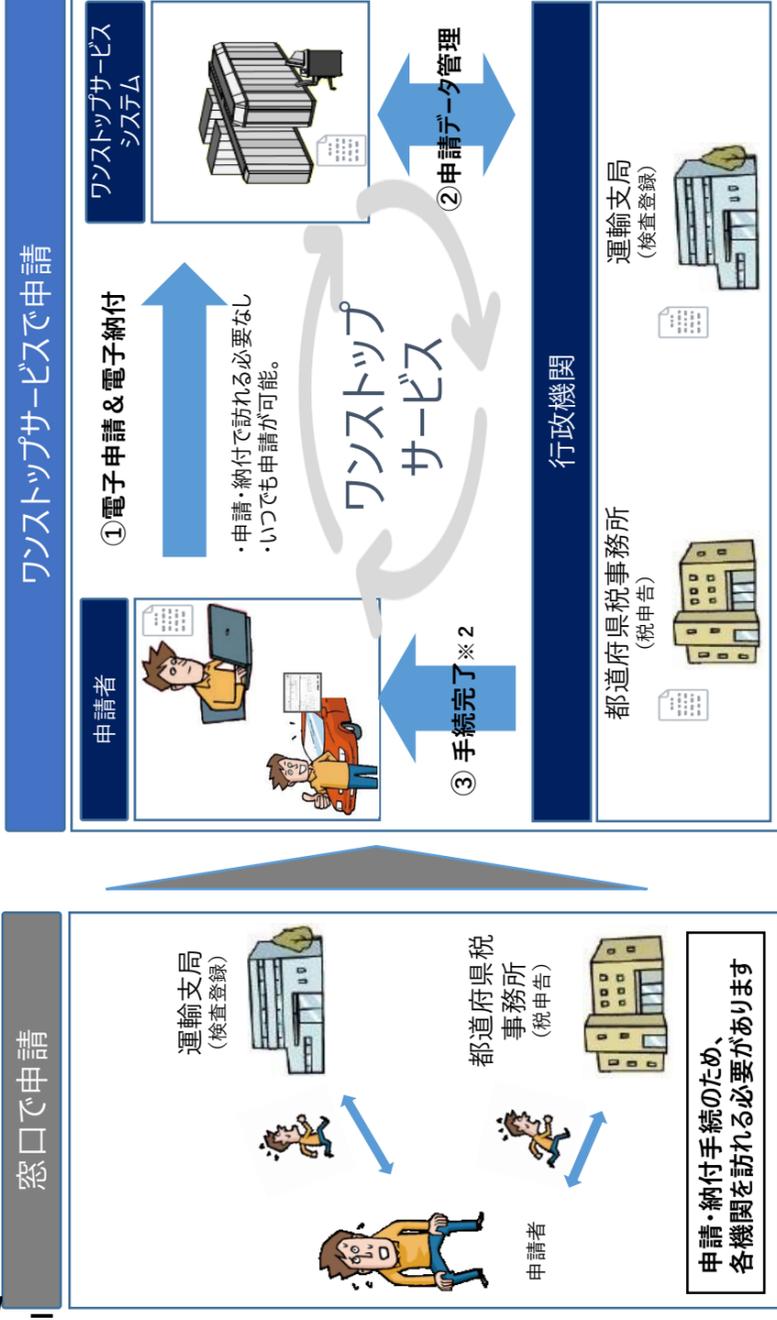
解体・輸出に関わる手続※1は、 オンライン申請が便利です！

OSSのメリット

- ✓ 申請代理人が効率的に申請できます！
(行政書士)
- ✓ 書類管理の手間が削減されます。

ワンストップサービス (OSS) とは

自動車保有関係の手続きをオンラインで行うことができるサービスです



※1:一時抹消登録、永久抹消登録、輸出抹消仮登録、一時抹消登録後の解体届出、一時抹消登録後の輸出予定届出等
※2:原則、車検証やナンバープレート等の返納に運輸支局等へ出向く必要があります。また、申請に必要な書類を運輸支局等へ持ち込んで頂く場合があります。

1 自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) とは

- 自動車を保有するためには複数の行政機関に対して多くの手続き※1を行う必要があります。
- これらの手続きをインターネット上で、一括して行うことが可能としたサービスです。

2 解体等届出のほか、どのような手続きが利用できますか？

- 主に、車両購入時の「新規登録」、住所や氏名変更時の「変更登録」、名義変更時の「移転登録」、廃車時の「抹消登録」、車検時の「継続検査」が可能です。

3 OSSの対象車種は？

- 運輸支局等の取扱業務のうち、小型二輪車や軽二輪車を除きます（その他対象外があります。詳細はOSSポータルサイトをご確認ください）。
- なお、軽自動車（四輪、三輪）の一部手続（新車新規検査、継続検査）は、「軽自動車ワンストップサービス」が利用できます。

4 解体・輸出に関わるOSS申請はどこから申請できますか？

- OSSポータルサイトからは申請できませんが、一部の一括利用システム（大量申請者向けの申請補助システム）が連携しており、当該システムから申請できます。

※ 申請（検査登録、保管場所証明申請等）、納付（検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、自動車税（種別割・環境性能割）、自動車重量税等）

【お問合せについて】



OSSについて詳しくはポータルサイトをご覧ください。



チャットボットで調べる

